株 主 各 位

岡山市北区島田本町2丁目5番35号

株式会社 ウエスコホールディングス

代表取締役社長 山 地 弘

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年10月26日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年10月27日(金曜日)午前10時

2. 場 所 岡山市北区駅元町1番5

ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第4期(平成28年8月1日から平成29年7月31日まで)

事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第4期(平成28年8月1日から平成29年7月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 買収防衛策のための株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項の決定の取締役会に対 する委任(買収防衛策の継続)の件

以上

[◎] 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

[◎] 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.wescohd.co.jp/)において掲載し、周知させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成28年8月1日から) 平成29年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、政府による国内経済対策の効果を背景とした企業収益や雇用情勢の改善などにより、緩やかな回復基調が継続しましたものの、米国政権の経済政策、不安定な国際情勢などにより、先行きが不透明な状況にて推移いたしました。

このような経済環境のなか、当社グループを取り巻く市場環境は、政府の対策により公共投資予算が一時的に増加しており、回復の傾向が継続しております。

このような状況のもと、当社グループは多様化・高度化する顧客ニーズに対応すべく、営業基盤の強化ならびに品質の向上に努めてまいりました。また、さらなる生産効率および技術力の向上を図ることにより、市場競争力を強化してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は112億2千9百万円(前連結会計年度比8.8%増) となり、損益面では、営業利益は6億7百万円(前連結会計年度比4.4%増)、経常利益は6億7千5百万円 (前連結会計年度比2.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は8億7千5百万円(前連結会計年度比 122.2%増)となりました。

なお、当社グループの主力事業であります総合建設コンサルタント事業は、その受注の大部分が官公庁からのものであり、受注業務の納期は官公庁の事業年度末である3月に集中しております関係上、当社グループの売上高は第3四半期以降に集中する傾向があります。また、指定管理事業においては、神戸市立須磨海浜水族園の管理運営を行っており、春季・秋季の行楽シーズンおよび夏休み期間に来園者数が多いことから、第1四半期および第4四半期に売上高が多くなるといった季節的変動があります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(総合建設コンサルタント事業)

当社グループの主力事業であります総合建設コンサルタント事業におきましては、政府による公共事業は、大規模災害への対応、社会インフラの老朽化対策、地域社会の再生・活性化等の政策により、安定的な予算規模にて推移しています。

当事業における顧客ニーズとして、社会インフラの老朽化対策の一環としての戦略的な維持管理計画の策定が必要とされており、これに対応すべく、ICT(情報通信技術)を活用した点検および診断の提案に加え、複数の超音波ビームにより、水底の地形の三次元計測が可能となるマルチビーム無人ボートを導入いたしました。

また、高齢化・人口減少に伴う諸問題への対処など、多様化・高度化する顧客ニーズに対応するため、地域に根付いた営業活動を実施し、施設の長寿命化計画、信頼性の高い防災施設、新たな発想での町づくりなどの地域の利便性向上に資する提案を行うことに努めてまいりました。

さらに、プロポーザル・総合評価落札方式等の発注形態に対応するため、社内技術交流会・研修会を積極的に開催し、技術力の向上に努めるとともに、当事業を構成する株式会社ウエスコ、株式会社西日本技術コンサルタント、株式会社アイコン、株式会社オーライズの4社では、会社間の人事交流ならびに技術研修などを通じて、技術面における連携を強化してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の総合建設コンサルタント事業の売上高は97億5千7百万円(前連結会計年度比9.4%増)、損益面におきましては、営業利益は6億5千5百万円(前連結会計年度比4.2%増)となりました。

(複写製本事業)

複写製本事業におきましては、政府の景気対策により、官公庁ならびに民間事業者からの発注量は、従来の複写製本サービス、データスキャニングおよび電子ファイリング業務の案件を中心に、やや増加の傾向にて推移いたしました。しかしながら、事業環境の一部に回復の傾向は見られるものの、事業全体としては、引き続き厳しい状況にて推移しております。

このような事業環境のなか、将来の顧客ニーズに対応すべく、3D機器(プリンタ、スキャナー)の販売強化、スキャナーによる三次元データの作成、編集、加工業務等を積極的に営業展開し、競合他社との差別化を図ってまいりました。

また、3Dプリンタに関しましては、販路拡大を目的とし、これまでの石膏プリンタに加え、新たに樹脂プリンタを導入いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の複写製本事業の売上高は2億8千4百万円(前連結会計年度比1.8%増)、 損益面におきましては、営業利益は3千万円(前連結会計年度比54.4%増)となりました。

(不動産事業)

不動産事業におきましては、地元のハウスビルダーおよび大手住宅メーカーとより密接な連携のもと、顧客の具体的なニーズの掘り起こしをメインテーマとし、情報提供ならびに提案を行ってまいりました。また、PR活動の一環として、当社が岡山県北部に所有する販売用不動産の購入者を中心とした、地域住民との交流イベントを多数開催しております。

なお、株式会社ウエスコ住販は平成29年3月31日を以て解散し、平成29年6月26日に清算手続きが結了いたしました。また、同社の不動産事業につきましては、株式会社ウエスコが引き継ぎ、事業を継続しております。

これらの結果、当連結会計年度の不動産事業の売上高は3千5百万円(前連結会計年度比11.0%増)、損益面におきましては、営業利益は3百万円(前連結会計年度は4百万円の営業損失)となりました。

(スポーツ施設運営事業)

スポーツ施設運営事業におきましては、新規入会者の定着率向上を最重要課題とし、職員と初心者会員と のコミュニケーションを重視した、きめ細やかなサービスの提供を行ってまいりました。

また、スタジオプログラムを充実させることにより、顧客満足度の向上を図るとともに、PR活動におきましては、これまでの主力である新聞折り込みチラシの内容を充実させたことに加え、ホームページ・SNSでの情報発信ならびに新規入会者獲得のための各種キャンペーンを強化しております。

さらに、新たな顧客層獲得を目的として、当社独自のノウハウを活かした65歳以上の高齢者向けの体操教室「からだスッキリ体操教室」を開催、また女性客をターゲットとしたホットヨガスタジオ「SAMATWA~サマトワ~」の1号店を5月にオープンいたしました。

これらの結果、当連結会計年度のスポーツ施設運営事業の売上高は5億7千万円(前連結会計年度比5.1%増)、損益面におきましては、営業利益は3千8百万円(前連結会計年度比14.8%減)となりました。

(指定管理事業)

指定管理事業におきましては、神戸市とのパートナーシップのもと、当社グループの環境・地域計画等の技術、ノウハウ等を最大限に融合し、観光施設・社会教育施設として付加価値の高い水族館の運営に努めております。

集客活動といたしまして、冬季に半屋内型のイルミネーションイベントである「須磨アクアイルミナージュ」、春季に「春のふれあいフェスタ」を開催し、4月より「スマスイ開業60周年展」、7月より「アロハイルミナージュ」および「イルカライブとマッピングのコラボライブ」を開催いたしました。

また、オリジナルグッズの開発販売、来園者参加型やアウトリーチ活動による各種イベントの開催、水族 館運営に関連するコンサルタント業務の受託など、収益確保に向けた活動の多角化を行うとともに、「夜間 の延長開園」や「貸し切り水族園」など通常の営業時間以外の施設の活用にも積極的に取り組んでおります。 これらの結果、当連結会計年度の指定管理事業の売上高は5億8千万円(前連結会計年度比5.4%増)、損

益面におきましては、営業利益は5千9百万円(前連結会計年度比51.2%増)となりました。

当連結グループにおけるセグメントの売上高の状況は次のとおりであります。

t	: :	グ	メ	ン		<u>۲</u>	の	名	頛	尓	金 額(百万円)	構 成 比 (%)
総	合 類	建 設	コ	ン	サ	ル	タ	ント	事	業	9, 757	86. 9
複		写		製		本		事		業	284	2. 5
不		動			産			事		業	35	0. 3
ス	ポ	-	ツ	施	Ī		運	営	事	業	570	5. 1
指		定		管		理		事		業	580	5. 2
合										計	11, 229	100.0

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金および運転資金は、主として自己資金により充当いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況

区				分	第1期 平成26年7月期	第2期 平成27年7月期	第3期 平成28年7月期	第4期 平成29年7月期 (当連結会計年度)
売	上	•	高	(百万円)	10, 104	9, 837	10, 323	11, 229
経	常	利	益	(百万円)	1, 032	641	690	675
親会	社株主に帰属	する当其	月純利益	(百万円)	789	355	394	875
1 柞	株 当 た り	当期	純 利	益 (円)	52. 52	23. 63	26. 21	58. 14
総	資		産	(百万円)	14, 449	15, 985	16, 086	16, 892
純	資		産	(百万円)	11, 352	11,722	11, 828	12, 617
1	株当た	り純	資 産	額(円)	755. 07	779.67	786. 71	837. 29

(注) 記載金額(1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く。) は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の直前3事業年度の財産および損益の状況

Þ	ζ.							分	第1期 平成26年7月期	第2期 平成27年7月期	第3期 平成28年7月期	第4期 平成29年7月期 (当事業年度)
営		美	美		収		益	(百万円)	290	464	504	562
経		Ė	Ť		利		益	(百万円)	190	217	270	270
当		期	絈	Ė	禾	J	益	(百万円)	189	1, 318	205	269
1	株	当	たり) }	当	月 純	1 利	益 (円)	10.71	77. 08	13. 70	17. 85
総			貨	ĺ			産	(百万円)	10, 511	11, 460	11, 293	11, 475
純			貨	ĺ			産	(百万円)	10, 392	11, 226	11, 144	11, 326
1	株	当	た	り	純	資	産	額(円)	586. 33	746. 68	741. 23	751. 63

(注) 記載金額 (1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く。) は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況(平成29年7月31日現在)

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

名称	資 本	金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) ウェスコ		百万円 100	100 %	総合建設コンサルタント事業、 指定管理事業、不動産事業
㈱西日本技術コンサルタント		50	100	総合建設コンサルタント事業
(株) ア イ コ ン		40	100	総合建設コンサルタント事業
㈱オーライス		20	100	総合建設コンサルタント事業
㈱エヌ・シー・ピー		50	100	スポーツ施設運営事業
㈱ N C P サ プ ラ イ		50	100	複写製本事業
㈱アクアメント		50	100	指定管理事業

(6) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境につきましては、政府の対策により、公共投資予算の総額は一時的に増加しており、当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業における官公庁からの発注量は、安定的に推移しております。

このような外部環境において、当社グループでは、顧客ニーズの変化に対応した事業展開を図るとともに、 品質管理ならびに原価管理の徹底を図り、市場競争力の強化と収益性の向上に邁進してまいります。

また、これまでの新規雇用の抑制が影響し、技術の後継ならびに人手不足などの問題が次第に深刻化することが懸念されています。

このため、計画的な採用の実施ならびにインターンシップの積極的な受け入れ、広報活動による知名度の 向上など、長期的な観点での採用体制づくりを行います。さらに、より良い職場環境への改善、社員教育の 充実、経験豊富な再雇用者の活用などにより、活力ある職場風土の実現を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(7) 主要な事業内容(平成29年7月31日現在)

- ① 総合建設コンサルタント事業
- ② 複写製本事業
- ③ 不動産事業
- ④ スポーツ施設運営事業
- ⑤ 指定管理事業

(8) 主要な事業所(平成29年7月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名	称	戸	Í	在	ţ	也
本	社	岡	Щ	市	北	区

② 子会社の主要な事業所

名称	Ī	折	在		爿	<u>h</u>
(株) ウェスコ	岡	Щ	市		北	区
㈱オーライズ	岡	Щ	市		北	区
㈱エヌ・シー・ピー	岡	Щ	市		北	区
㈱NCPサプライ	岡	Щ	市		北	区
㈱西日本技術コンサルタント	滋	賀	県	草	津	市
(株) ア イ コ ン	兵	庫	県	姫	路	市
㈱アクアメント	神	戸	市	中	央	区

(9) 使用人の状況(平成29年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 (前連結会計年度末比増	数 减)	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
583名	24名増)			46. 4蒝	, i				1	6.0年	

- (注) 上記の使用人数には、短期雇用契約社員305名を含んでおりません。
 - ② 当社の使用人の状況

使	用 人 (前事業年度末比増減)	数	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	12名(4名	増)			46. 2嘉	ž.					1.8年	

(10) 主要な借入先 (平成29年7月31日現在)

特に記載すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成29年7月31日現在)

① 発行可能株式総数

普通株式 70,000,000株

② 発行済株式の総数

③ 株主数

普通株式 17,724,297株

5,710名

④ 大株主(上位10名)

ŧ	朱				È	Ξ.					4	Ξ.	持	株	数	持	株	比	率
公	益財	団 法	人	ウ	工	ス	コ	学	術	辰 興	財	団			1,988千株			13.	19%
公	益財	寸	法	人	加	納	美	術	振	興	財	団			1,000千株			6.	64%
株	式	会	社		Щ	陰		合	同	á	艮	行			700千株			4.	65%
ウ	工	ス	;	コ	社	Ŀ	員		持	株		会			654千株			4.	34%
株	式	4	숨	礻	土	中	1	[围	銀		行			468千株			3.	11%
加			納					佳		世		子			423千株			2.	81%
加			納					二				郎			338千株			2.	25%
住	友	生	命		保	険		相	互	-	숙	社			299千株			1.	99%
株	式	会	1	社	}	`	マ		<u>۲</u>	銀		行			257千株			1.	71%
日 2	本トラス	ティ	・サ	— Ľ	ごス信	託針	银行	株式	大会 社	上(信	"託」	□)			213千株			1.	42%

(注) 持株比率は自己株式 2,654,596株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(平成29年7月31日現在)

4	会社に	おけ	る地位	Ī.	E	E	į.	各	担	当	重	要	な	兼	職	0)	状	況
代	表取	締	役 社	長	Щ	地		弘										
取		締		役	角	南	輝	行			株式会社 進本部長		スコ取	締役執	行役員	管理本	部長兼	美業務推
社	外	取	締	役	福	原	<u></u>	義			福原一家 税理士法 株式会社	去人福月	原・嘉川	奇会計:	事務所	代表社 グス社	:員 :外監查	:役
社	外	取	締	役	千	葉	喬	Ξ			学校法, 学校法,	人追手 人加計	明学院3 学園相3	理事 談役				
常	勤	監	查	役	倉	本	英	雄										
社	外	監	查	役	宮	﨑	栄				公認会 株式会社							締役
社	外	監	查	役	有	澤	和	久			公認会言 岡山県貨 株式会社 株式会社	貨物運注 土アルコ	送株式: ファ社:	会社社 外監査	外取締 役	所 所 ! 役	ijŢ.	

- (注) 1. 社外監査役 宮崎栄一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 2. 社外監査役 有澤和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 当社は、福原一義、千葉喬三、宮崎栄一、有澤和久の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引 所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区		分	支 給 額	人 数	摘	要
取	締	役	58百万円	4名	(うち社外取締役 2名 8百万円)	
監	查	役	7百万円	3名	(うち社外監査役 2名 2百万円)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、平成26年10月28日開催の第1回定時株主総会において年額金250,000,000円以内(うち社外取締役分35,000,000円以内。使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬等の額は、平成26年10月28日開催の第1回定時株主総会において年額金30,000,000円以内と決議いただいております。
 - 3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
 - ・当事業年度における役員賞与14百万円(取締役2名に対し13百万円、監査役1名に対し1百万円)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係										
		福原一義公認会計士事 務所	所長	当社と福原一義公認会計士事務所との間には 重要な取引関係はありません。										
取締役	福原一義	税理士法人福原・嘉崎会 計事務所	代表社員	当社と税理士法人福原・嘉崎会計事務所との 間には重要な取引関係はありません。										
		株式会社サンマルクホ ールディングス	社外監査役	当社と株式会社サンマルクホールディングス との間には重要な取引関係はありません。										
取締役	千葉喬三	学校法人追手門学院	理事	当社と学校法人追手門学院との間には重要な 取引関係はありません。										
以 神 仅	下条筒二	学校法人加計学園	相談役	当社と学校法人加計学園との間には重要な取 引関係はありません。										
		公認会計士・税理士宮崎 会計事務所	所長	当社と公認会計士・税理士宮崎会計事務所と の間には重要な取引関係はありません。										
監査役	宮崎栄一	株式会社創明コンサル ティング・ブレイン	代表取締役	当社と株式会社創明コンサルティング・ブレインとの間には重要な取引関係はありません。										
		公認会計士・税理士有澤 会計事務所	所長	当社と公認会計士・税理士有澤会計事務所と の間には重要な取引関係はありません。										
		岡山県貨物運送株式会 社	社外取締役	当社と岡山県貨物運送株式会社との間には重 要な取引関係はありません。										
監査役	有澤和久	有澤和久	有澤和久	有澤和久	有澤和久	有澤和久		有澤和久	有澤和久	有澤和久	有澤和久	株式会社アルファ	社外監査役	当社と株式会社アルファとの間には重要な取 引関係はありません。
		株式会社ベルティス	社外監査役	当社と株式会社ベルティスとの間には重要な 取引関係はありません。										

② 当事業年度における主な活動状況

区		分	氏			名	主	な	活	動	状	況
取	締	役	福	原	_	義)うち6回出) と行っており		こ応じ、税
取	締	役	千	葉	喬	Ξ	当事業年観的かつ	度開催の取約 中立的な立場	帝役会6回の 場から発言を)うち5回出/ と行っており)	席し、必要に ます。	こ応じ、客
監	査	役	宮	崹	栄	_	4回、監		田席し、必	監査役会 6 回 要に応じ、移		
監	査	役	有	澤	和	久	6回、監	度開催の取約 査役会に6回 言を行ってお	団出席 し、必	監査役会 6 回 要に応じ、科	回のうち、取 免務、会計の	双締役会に)豊富な経

(注) 福原一義、千葉喬三、宮崎栄一、有澤和久の4氏は、日頃から法令等の遵守を徹底するよう適宜注意喚起を行っており、必要な意見を述べております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、各社外監査役は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30百万円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 30百万円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
- ③ 監査役会が上記報酬に同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法および見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意が得られたためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告する方針であります。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制

当社では平成27年4月28日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について 決議しております。当社が業務の適正を確保するための体制として決議した事項は、次のとおりであります。

- 1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、ウエスコグループ行動憲章およびコンプライアンス体制にかかる規定を整備し運用する。
 - ・当社およびグループ会社(以下「当社グループ」という。)の取締役および使用人(以下「役職員」という。)は、法令、定款およびウエスコグループ行動憲章等を遵守する。
 - ・当社は、コンプライアンス体制の徹底を図るためコンプライアンス室を設置し、グループ会社はコンプライアンス委員会の設置またはコンプライアンス・リーダーを任命する。これらの体制により、コンプライアンスの取組みを横断的に統括する。
 - ・監査室は、コンプライアンス室と連携の上、グループ各社のコンプライアンスおよび内部統制の状況を 監査する。監査室は、監査結果を当社取締役等およびグループ各社代表取締役により構成される経営企 画会議に報告する。
 - ・当社は、当社グループにおいて、組織または個人による違法・不正・反社会的行為が行われた際、役職 員が社内窓口または社外の弁護士に直接通報できる内部通報制度を整備し運用する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・当社は、文書管理に関する規定を整備し、重要な会議の議事録等取締役の職務執行にかかる情報は、同規定の定めるところにより、適切に文書または電磁的媒体により保存・管理を行う。
 - ・取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、当社グループの企業活動にかかるコンプライアンス、品質確保、情報セキュリティおよび災害等にかかるリスクについて規程の整備を行うとともに、それぞれの統括部署を定め組織横断的リスク状況の監視や対応を行う。
 - ・監査役および監査室は、当社グループのリスク状況を把握し、新たなリスクを発見した場合、コンプライアンス室に報告する。コンプライアンス室は、定期的にリスク管理体制を見直し、その問題点の把握と改善に努める。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・グループ各社は、「取締役会規則」および「職務権限規則」を定め、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲等を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備し運用する。

- 5) 当社およびグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、グループ会社の事業運営にかかる重要事項について、「グループ会社管理規則」に則り、経営 企画会議に報告させる体制を整備し運用する。
- ・当社代表取締役は、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率 的に行われるシステムを含む体制を構築する権限と責任を有し、これらを横断的に推進し、管理する。 また、内部統制管理責任者は、必要に応じて内部統制システムの改善を行う。
- ・監査室は、グループ各社の内部監査を実施し、その結果を監査役へ報告する。
- 6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかる内部統制の評価の基準に 則り、関連規程および適切に報告する体制を整備し、これらを定期的・継続的に評価し運用する。
- 7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置き、その人事については、監査役の意見を尊重する。
- 8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役の職務の補助を行う使用人は、監査の補助業務を行う場合、他の役職員からの指揮命令を受けない。
 - ・当社は、使用人がその職務の遂行を理由として不利益な扱いを受けることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底を行う。
- 9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は、取締役会、経営企画会議、その他重要な意思決定会議に出席し、役職員から、重要事項の報告を受ける。また、グループ各社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- 10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めがない事項においても当社グループの役職 員および会計監査人に対して報告を求めることができる。
 - ・監査役が職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等外部専門家を自らの判断で起 用することができる。
 - ・監査役の職務の執行にかかる費用等の処理について、その費用等が当該監査役の職務執行に必要でない と証明した場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行う。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社グループにおける業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

①内部統制基本方針の改正内容の周知

当社は、平成27年4月28日に当社取締役会の決議により内部統制基本方針の内容を一部改正いたしました。その趣旨、内容等につきまして当社及び当社子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図っております。

②コンプライアンスの状況

グループ各社に、コンプライアンス委員会の設置またはコンプライアンス・リーダーの任命を指示しております。

また、グループ各社からコンプライアンス事象の発生状況およびコンプライアンス研修・教育の実施 状況等を当社コンプライアンス室に月次に報告させており、これらの活動を通じて法令、定款および社 内規程の遵守が図られていることを把握しております。

③リスク管理体制の状況

当社グループの経営における重要な損失または不利益を最小限とするため、グループ各社が策定した リスク管理表により、リスクの把握・管理を図っております。

また、監査役および監査室が連携し、リスクへの対応状況を継続的に監視しており、コンプライアンス室はリスク管理体制等の改善ならびにリスクへの対応時における助言等を行っております。

さらに、当社取締役およびグループ会社代表取締役等で構成される経営企画会議において、グループ 各社におけるリスク情報の共有ならびに情報交換を行っております。

④グループ会社管理体制

当社はグループ会社に対し、経営状況、財務状況について、経営企画会議において、これらの状況を報告させております。また、グループ会社の事業運営にかかる重要事項について、経営企画会議において検討ならびに指導を行っております。

⑤内部監査の状況

社長の直轄である監査室は、グループ会社の財務報告に係る内部統制システムの有効性について検証 および評価を行っております。また、コンプライアンス室と連携の上、グループ会社のコンプライアン ス状況の監査を行っております。

これらの結果は、監査役および経営企画会議に報告されております。

⑥監査役の職務の執行状況

監査役は、取締役会、経営企画会議等への出席および稟議書等の重要書類の定期的な閲覧により、当社グループの事業運営にかかる監査の実効性の向上を図っております。

また、会計監査人、監査室等と綿密な情報交換を行うことにより、当社グループの内部統制システム全般の整備状況、運用状況を把握するとともに、より効率的な監査の運用について検討し、意見を述べております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、 当社としては、当社の財務および事業活動を支配する者の在り方に関する判断は、最終的には当社株主 の皆様の意思に基づき行われるべきものであると考えております。

そして、特定の者の大量買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には個々の当社株主の 方々の判断に委ねられるべきものだと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けが なされる場合であっても、これが当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを 否定するものではありません。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様において、当該提案が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素に鑑み、当社の企業価値および株主共同の利益にいかなる影響を及ぼすかについて、短期間のうちに適切にご判断いただくことは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、大量買付けの提案に際しては、当社株主の皆様に買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間が提供されるべきであり、敢えてそれをせずに当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するもの、当社取締役会において買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等もあり得ます。

特に、当社の企業価値は、株主の皆様、取締役のほか従業員、顧客、取引先あるいは地域社会の人々 等の様々な関係者に支えられ、生み出されております。

また、当社グループにおいては、これまで、総合建設コンサルタント事業により培った技術力やノウハウを活かし、「社会インフラ」、「生活環境」、「情報サービス」、「健康」に関する分野を通じて地域社会に貢献しています。

当社グループの主業である総合建設コンサルタント事業は、主に地域社会に密着した公共・公益事業に関する業務を担っております関係上、当社の社会的評価が企業価値の向上のための非常に重要な要素であると考えます。

また、これらを踏まえ、当社グループでは、社会的評価の向上のため、国・地方自治体等の顧客および関係業者や地域住民等との信頼関係の強化はもとより、経済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する諸問題に取り組むとともに、それらを担う人材の確保・育成等を積極的に行っております。

これらに加え、健全で強固な財務体質の維持は、社会的評価の向上のために不可欠な要素であるとの観点から、財務体質の維持・向上に取り組んでおります。

従いまして、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、社会的使命および企業価値の源泉を充分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立ち、継続的に当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を維持させて行くことが必要と考えております。

当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなり、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

さらに、このような者による大規模な買付けに対し、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、 当社の企業価値および株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

1)企業価値向上への取組みについて

当社グループは、総合建設コンサルタント事業を営む株式会社ウエスコを中心とした事業会社7社にて、複写製本事業、不動産事業、スポーツ施設運営事業、指定管理事業等の幅広い事業を展開しております。

これまで、当社グループは一丸となり、多様化・高度化する顧客ニーズに対応すべく技術力、品質ならびにサービスレベルの向上に努めてまいりました。

さらに、業務実績を通じて培われた顧客等との信頼関係をより一層、強固なものにすべく、地域に密着したきめ細やかな営業活動ならびに充実したサポートを実施し、顧客満足度の向上に努めております。

当社グループの主力事業であります総合建設コンサルタント事業は、「株式会社ウエスコ」、「株式会社西日本技術コンサルタント」、「株式会社アイコン」、「株式会社オーライズ」の4社にて構成されております。これらの4社は、公共事業における各種測量・調査・設計業務に加え、それぞれの得意分野に注力をすることにより、企業価値の向上に努めてまいりました。

「株式会社ウエスコ」は、「未来に残す、自然との共生社会」を企業理念に、人にやさしい未来の建設と地域社会への貢献を使命として、環境・地質・地盤・土木・水道等の幅広い分野の設計・調査等の業務を通じて社会インフラの整備・充実に寄与してまいりました。

近年では、道路・橋梁・トンネル等の長寿命化を図るためのコンサルティング業務、デジタル航空カメラを活用した地上の画像解析、防災関連業務、三次元高精度情報計測技術のコンサルティングサービスなどにより、同社の持つノウハウを最大限に利用した業務分野に注力をしてまいりました。

次に、「株式会社西日本技術コンサルタント」は、飲料水から排水、産業廃棄物、土壌、地下水などの分析および大気、振動・騒音、臭気等の測定ならびに環境コンサルティングに至るまでの総合的なサービスを行ってまいりました。

また、「株式会社アイコン」ならびに「株式会社オーライズ」は、豊富な測量業務の実績によって培われた信頼を背景に、低コスト・高品質の成果と地域に密着したサービスを提供してまいりました。

複写製本事業におきましては、紙メディアのスキャニング業務、スキャニングデータをイメージ化する電子ファイリング業務に加え、3Dプリンターの機器販売およびスキャナーによる三次元データの作成・編集加工業務等を積極的に営業展開し、競合他社との差別化を図ってまいりました。

不動産事業におきましては、所有の住宅用土地の販売を推進するため、地元のハウスビルダーおよび大手住宅メーカーとの連携を行い、様々なイベントを開催し、販路の拡大を行ってまいりました。

スポーツ施設運営事業におきましては、職員と初心者会員とのコミュニケーションを重視した、きめ細やかなサービスの提供を行ってまいりました。

また、健康志向の会員に向けたウェア、サプリメントなどの販売を行うことにより、顧客満足度の向上を図りつつ、企業向けの生活習慣病対策講習、公的施設での高齢者健康維持対策講習などのイベントを継続的に開催しております。

指定管理事業におきましては、神戸市とのパートナーシップのもと、当社グループが持つ環境・地域 計画等の技術、ノウハウ等を最大限に融合し、観光施設・社会教育施設として付加価値の高い水族館の 運営に努めてまいりました。

また、周辺観光施設や宿泊施設等と連携した商品開発、オリジナルグッズの企画開発、来園者参加型の各種イベントを開催しております。

さらに、水族館の利用形態を高度化するため、「貸し切り水族園」や「お泊まり水族園」など、通常の営業時間以外の施設の活用にも積極的に取り組んでおります。

以上の各事業における時代の趨勢に即したコンサルティング能力を発揮するため、技術力の向上およびそれを担う高度な専門性を有する技術者の確保・育成は、企業価値向上のために不可欠な事項であると考えます。

今後とも、当社グループの持つ技術力、創造力、実践力を集結し、統合された組織力で、当社の企業 価値および株主共同の利益の一層の向上に努めてまいります。

2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値を高めるためには、当社グループ全体でコーポレート・ガバナンスを充実させ、組織体制や監督体制を整備し適切に機能させていくことが重要な課題であると考えております。

当社は、純粋持株会社としてグループ会社の経営の支配、指導、管理を行っており、業務執行における責任と権限を事業会社である子会社に委譲しておりますが、グループの経営方針および経営戦略に関する事項、重要な買収・合併等に関する事項等、グループ全体に影響する可能性がある経営上の重要事項については、当社取締役会の事前承認を要することとしています。

また、当社取締役、当社コンプライアンス室長ならびに各グループ会社社長にて構成する経営企画会議を定期的に開催し、コンプライアンス事象の情報共有と経営上のリスクに対する検討等を実施しております。

なお、環境の変化に迅速に対応できる体制の構築のため、取締役の任期は1年としております。取締役会は、社外取締役2名を含む取締役4名で構成されており、コーポレート・ガバナンスの強化を目的とし、社外取締役を複数名選任する方針としております。また、社外取締役は取締役会において、その豊富な経験と幅広い見識から、様々な助言を行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査役3名は、取締役会に出席するほか、当社の業務・財務状況に関する調査をはじめ、当社取締役の業務執行について監査を行っております。

さらに、「ウエスコグループ行動憲章」を定め、これに基づいて「コンプライアンス規則」、「個人情報保護方針」、「社内通報制度規定」、「IT基本方針」等を制定し、グループ会社を統制するとともに、コンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、法令遵守に努めております。

このように当社経営陣は、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を目指し、緊張感と責任感を持って、日々の経営に当たっております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1) 本規則の目的

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するためには、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする仕組みが必要不可欠であると判断しました。具体的には、当社取締役会による事前の同意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等(以下「当社株券等」といいます。)を議決権割合で20%以上取得することを目的とする大量買付けやかかる大量買付けの提案(以下、「大量買付け等」と総称し、大量買付け等を行う者を「大量買付者」といいます。)が行われた場合に、当該大量買付け等にいかなる対応を行うべきかについて、公正で透明性の高い手続を設定することを目的として、本規則を制定いたしました。

大量買付け等が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が当該大量買付け等について迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料(当社取締役会による代替案を含みます。)を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付け等が行われた際に、その時点における当社取締役による自己保身等の恣意的判断が

入ることを防ぐために、当社株主の皆様の意思を確認するための手続や当社取締役会による対抗措置が 発動される場合の手続等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えております。

そこで、本規則においては、大量買付け等が行われた場合に大量買付者や当社取締役会が遵守すべき 手続、当社株主の皆様の意思を確認するための手続等について、客観的かつ具体的に定めることといた しました。なお、当社は、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大量買付けを行う旨の提案 や通告を受けているわけではありません。

2) 本規則の概要

特段の記載がない限り、用語法は本規則に定めるものに従うものとします。

(本規則の骨子)

本規則は、①規則本文、②大量買付け等に際し、大量買付者およびそのグループ等が当社に提出するべき情報を例示した「附則1.情報開示を求める事項」、および③株主の皆様に対して無償割当てが行われる場合の新株予約権の概要を定めた「附則2.新株予約権の概要」から構成されています。

規則本文では、規則制定の目的、用語定義のほか大量買付け等に関する手続、非濫用的買付提案の要件、適正買付提案の要件、大量買付け等に関する情報提供および検討期間の定め、開示情報の使用と検討結果の開示、株主意思確認手続、本新株予約権の株主無償割当ての実施ならびに本規則の廃止、法令の改正等による修正等について定めております。

(本規則の主要な事項)

①大量買付けに関する手続

大量買付者およびそのグループ等が、当社取締役会の事前の同意がないままに、大量買付け等を行う場合には、当該大量買付け等の実施に先立って、本規則に定める意向表明書ならびに当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を当社取締役会宛に提出していただきます。

大量買付者およびそのグループ等から提出された情報の内容が不十分であると判断した場合には、大量買付者およびそのグループ等に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、追加的に情報および資料を提供または提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者およびそのグループ等においては、当該期限までに、かかる情報および資料を当社取締役会に追加的に提供しなければならないものとします。

当社取締役会において、当該情報および資料が当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分なものであると判断した場合、当社取締役会は、その旨を公表し、当該公表日を起算日として進行する検討期間(大量買付け等の条件が、現金のみを対価(全額円貨)とし、かつ当社株券等の全てを対象とする公開買付けである場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内とします。)において、大量買付け等が、下記②に定める非濫用的買付提案に該当するか否か、および、下記③に定める適正買付提案に該当するか否かについて検討するものとします。

当社取締役会が、大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、原則として、本規則附則 2. にその概要を規定する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うものとします。

当社は、当社取締役会が、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、原則として本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて下記④に定める株主意思確認手続を行うものとします。なお、当該大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、原則として、当社は当該大量買付け等に関し新株予約権の無償割当ては行わないものとします。

当社取締役会は、大量買付け等が、非濫用的買付提案に該当するか否か、および適正買付提案に該当するか否かについて検討を行うに際しては、当社取締役会から独立した第三者機関である独立委員会に諮問するものとし、また必要に応じ専門家(弁護士、公認会計士、証券会社、企業価値評価コンサルタント等を含み、これらに限られません。以下「外部専門家」といいます。)と協議を行うことができるものとし、独立委員会からの勧告を最大限に尊重しつつ、誠実かつ慎重に検討するものとします。また必要に応じ、大量買付者およびそのグループ等との間で大量買付け等に係る条件の改善について交渉し、当社取締役会の代替案を提示することもできるものとします。

なお、大量買付者およびそのグループ等は、当社取締役会または株主意思確認手続において本新株予 約権の無償割当ての不実施が決定されるまで、公開買付けを開始し、またはその他の方法による大量買 付け等に着手してはならないものとします。

②非濫用的買付提案の要件

「非濫用的買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付け等をいいます。

- (i) 本規則に定める手続を遵守するものであること。
- (ii) 大量買付者およびそのグループ等が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社若しくは当社の関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大量買付け等を行っているもの(いわゆるグリーン・メーラー)ではないこと。
- (iii) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (iv) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を支配した後に、当社の資産等を当該大量買付 者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済財源として流用する予定で当社株券等の大量買付け 等を行っているものではないこと。
- (v) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当

をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする 目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。

(vi) 大量買付者およびそのグループ等が、最初の買付け条件を有利に、二段階目以降の買付条件を不利に若しくは明確にしないままの買付条件を設定し、最初の買付けに応じなければ既存株主が不利益を被るような状況をつくりだして、既存株主に株式の売却を売り急がせるような大量買付け等を予定しているものではないこと。

③適正買付提案の要件

「適正買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付提案をいいます。

- (i) 大量買付け等に係る条件(対価の種類および金額、大量買付けの時期・方法を含む。)が、当 社の本源的価値に照らして十分かつ適切なものであること。
- (ii) 大量買付者およびそのグループ等の提案(大量買付け等に係る条件のほか、大量買付けの適法性・実現可能性、大量買付けの後の経営方針または事業計画、大量買付けの後における当社の他の株主の皆様、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。)の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な国・地方自治体その他の顧客および関係業者や地域住民等との信頼関係の維持・強化、経済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する課題に対応した新たなコンサルティング機能の創設・発揮や高度な技術の獲得とそれらを担う人材の確保・育成に資すること。

④株主意思の確認

当社取締役会が、大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて当社株主の皆様の意思を確認する手続(以下「株主意思確認手続」といいます。)を実施いたします。

当社は、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行います。他方、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認手続を実施する前提となった条件に従って大量買付け等が行われる限り、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを行いません。

⑤本規則の廃止

本規則は、(1)当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時点、(2)当社取締役会の決定により本規則の廃止が決議された時点、(3)平成26年10月28日開催の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時点のうち最も早い時点に廃止されます。また、本規則は、法令の改正等があった場合には、定時株主総会の決議の趣旨に反しない範囲で、当

-22 -

社取締役会において変更または修正を行う場合があります。

(4)上記取組みが基本方針に沿い、当社株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本規則は、大量買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるために、当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保するためのものです。

その内容は、当社取締役会が当該大量買付提案について迅速かつ誠実な調査を行ったうえで、当社株主の皆様に必要かつ十分な判断材料を提供すること、その時点における取締役の自己保身等の恣意的判断が入らないよう、当社とは独立した第三者機関である独立委員会に諮問することなど、独立委員会からの勧告を最大限に尊重しつつ、誠実かつ慎重に検討するために必要となる手続を予め明確に定めるものです。

本規則の詳細につきましては、平成26年9月19日付当社プレスリリース「「当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則(買収防衛策)」の継続について」(インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.wescohd.co.jp/) に掲載しております。)をご覧ください。

連結貸借対照表

(平成29年7月31日現在)

資産	の部		負	債	の部
科目	金額	科		目	金額
流 動 資 産	10, 266, 528	流	動	負 債	3, 521, 238
現金及び預金	5, 853, 263	業	務	未 払 金	588, 373
受取手形及び完成業務未収入金	597, 177	IJ	_	ス債務	37, 814
有 価 証 券	799, 753	未		払金	1, 144, 297
商品	3, 273	未	払 法	人 税 等	60, 166
未成業務支出金	1, 980, 574	未	成業	務受入金	1, 135, 390
販売用不動産	27, 000	受	注 損	失 引 当 金	387
原材料及び貯蔵品	17, 776	そ		の 他	
繰 延 税 金 資 産	531, 682	固	定	負 債	753, 196
金銭の信託	300,000	J J		ス債務	
そ の 他	163, 321	繰	延 税	金負債	
貸倒引当金	△7, 294				
│	6, 625, 724	資	産 除		
有 形 固 定 資 産 建 物 及 び 構 築 物	3, 493, 214	訴		失引当金	
機械装置及び運搬具	1, 314, 432 27, 588	ك		の 他	
土 地	1, 880, 367	負	債	合 計	4, 274, 435
リース資産	87, 318		純	資 産	の部
建設仮勘定	5, 940	株	主	資 本	12, 412, 183
- そ の 他	177, 567	資	本	金	400, 000
	101, 846	資	本 剰	余 金	9, 802, 311
投資その他の資産	3, 030, 663	利	益 剰	余 金	2, 879, 313
投 資 有 価 証 券	2, 821, 981	自	己	株 式	△669, 441
繰 延 税 金 資 産	82, 914	その他	の包括和	川益 累 計 額	205, 633
そ の 他	133, 640	その)他有価記	正券評価差額金	205, 633
貸 倒 引 当 金	△7,872	純	資 産	合 計	12, 617, 817
資 産 合 計	16, 892, 252	負債	責・ 純	資 産 合 計	16, 892, 252

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成28年8月1日) 至 平成29年7月31日)

	科		目	金	額
売		上	高		11, 229, 039
売	ا	上 原	価		8, 406, 041
	売	上 総	利 益		2, 822, 997
販	売 費 刀	及 び 一 般 管	理 費		2, 215, 037
	営	業利	益		607, 960
営	業	外 収	益		
	受 取	利息及び	配 当 金	40, 739	
	そ	Ø	他	41, 346	82, 086
営	業	外 費	用		
	そ	Ø	他	14, 201	14, 201
	経	常 利	益		675, 845
	税金	等調整前当期	純 利 益		675, 845
	法 人 税	、住民税及で	ず 事 業 税	77, 514	
	法 人	税 等 調	整額	△277, 473	△199, 958
	当	期純	利 益		875, 804
	親会当	社 株 主 に 帰 期 純	属 す る 利 益		875, 804

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年8月1日) 至 平成29年7月31日)

					(+lv:111)
	株	主		資	本
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年8月1日残高	400, 000	9, 802, 387	2, 153, 856	△677, 808	11, 678, 436
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	_	_	△150, 347	_	△150, 347
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	875, 804	_	875, 804
自己株式の取得	_	_	_	△1,210	△1,210
自己株式の処分	_	△76	_	9, 576	9, 500
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)	_	_	_	_	_
連結会計年度中の変動額合計	_	△76	725, 457	8, 366	733, 747
平成29年7月31日残高	400, 000	9, 802, 311	2, 879, 313	△669, 441	12, 412, 183

	その他の包打	6t >/e →	
	その他有価証券評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計	純資産合計
平成28年8月1日残高	149, 592	149, 592	11, 828, 028
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当	_	_	△150, 347
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	875, 804
自己株式の取得	_	_	△1,210
自己株式の処分	_	_	9, 500
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	56, 041	56, 041	56, 041
連結会計年度中の変動額合計	56, 041	56, 041	789, 788
平成29年7月31日残高	205, 633	205, 633	12, 617, 817

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

株式会社ウエスコ、株式会社エヌ・シー・ピー、株式会社NCPサプライ、株式会社西日本技術コンサルタント、株式会社アイコン、株式会社オーライズ、株式会社エヌピーおよび株式会社アクアメント

従来、連結子会社であった株式会社ウエスコ住販は、平成29年6月26日付で清算結了したため、連結の範囲から 除外しております。

また、上記のうち、株式会社エヌピーについては、平成28年8月1日付で全株式を取得したため、新たに連結の 範囲に含めており、株式会社アクアメントについては、平成29年4月3日付で新たに設立したため、連結の範囲 に含めております。

非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

- 2. 持分法の適用に関する事項 該当の会社はありません。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ) 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法に

より処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ) たな卸資産 未成業務支出金 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

販売用不動産 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

その他 最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

(リース資産を除く)

イ) 有形固定資産 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4 月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しておりま

す。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 35~39年

ロ)無形固定資産 ソフトウエア(社内利用のソフトウエア)

(リース資産を除く) 見込利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他 定額法

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 重要な引当金の計上方法

イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸

念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して

おります。

ロ) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損

失見込額を計上しております。

ハ) 訴訟損失引当金 係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき負担見込額を計上し

ております。

(5) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(追加情報)

1. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

5,381,282千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の総数 普通株式 17,724,297株

2. 配当金支払額

平成28年10月28日開催の第3回定時株主総会において、次のように決議しております。

(4) 配当金総額 150,347千円

(p) 1株当たり配当額 10円

(^) 基準日 平成28年7月31日

(二) 効力発生日 平成28年10月31日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 平成29年10月27日開催の第4回定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

(4) 配当金総額 180,836千円

(1) 配当金の原資 利益剰余金

(^) 1株当たり配当額 12円

(二) 基準日 平成29年7月31日

(ホ) 効力発生日 平成29年10月30日

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資產	至(流動)				
た	な	卸	資	産	65,866千円
未		払		金	342, 153千円
未	払	事	業	税	3,827千円
受 注	損	失 引	当	金	133千円
繰	越	欠	損	金	182,744千円
そ		0)		他_	9,413千円
小				計	604,138千円
評	価 性	引	当	額	△72,456千円
合				計	531,682千円
繰延税金資產	金(固定)				
繰	越	欠	損	金	323, 144千円
建				物	168,944千円
土				地	426, 188千円
投	資 有	価	証	券	154千円
貸	倒	引	当	金	3,852千円
長	期	未	払	金	6,297千円
訴 訟	損	失 引	当	金	171,990千円
資	産除	去	債	務	16,341千円
そ		0)		他_	9,314千円
小				計	1, 126, 228千円
評	価 性	引	当	額_	△1,042,097千円
合				計	84, 131千円
繰延税金負債	責(固定)				
その化	也 有 価 記	券 評	価 差 額	金	△90,091千円
資 産	計上	除	去 費	用_	△3,660千円
合				計_	△93,751千円
繰 延	税 金	資 産	の純	額_	522,062千円
				_	
繰延税金資	産の純額は、	車結貸借対抗	照表の以下の	科目	に含まれています。
流動資産	繰	延税金資産			531,682千円
固定資産	繰	延税金資産			82,914千円
流動負債	繰	延税金負債			一千円

固定負債 …… 繰延税金負債

92,534千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	法			定		実			効		秭	Ź		率	30.7%
	(調	整)												
1	評		,	価		性			引		7	í		額	△72.8%
;	锐				客	頁			-	控				除	△0.3%
;	親会	슬	社	と	連	結	子乡	会 社	: Ł	(n)	税	率	差	異	4.1%
,	住			民		税			均		等	Ē		割	6.5%
	永り	久	に	損	金	に	算	入	さ	れ	な	V	項	目	2.2%
	永り	久	に	益	金	に	算	入	さ	れ	な	V	項	目	△0.1%
	そ						0	り						他	0.1%
3	脱亥	为	果 🛭	<u> </u>	一滴	用	後の	つ 法	人	税	等の	り負	担	率	△29.6%

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金や有価証券等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

受取手形及び完成業務未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券および投資有価証券は主に株式、金銭の信託は合同運用指定金銭の信託等であり、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。

業務未払金および未払金は、ほとんど1年内に決済されるものであります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理

受取手形及び完成業務未収入金に係る取引先の信用リスクは、連結子会社においては、受託業務管理規程に従い、支社別・取引先別に期日管理および残高を管理することにより、信用リスク低減に努めております。有価証券の発行体の信用リスクに関しましては、当社において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

有価証券および投資有価証券、金銭の信託につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との 関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、経営管理本部経理課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関からの借入枠を拡大・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を 把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	5, 853, 263	5, 853, 263	_
(2) 受取手形及び完成業務未収入金	597, 177	597, 177	_
(3) 有価証券および投資有価証券	3, 208, 363	3, 208, 363	_
(4) 金銭の信託	300,000	300,000	_
資産計	9, 958, 803	9, 958, 803	_
(1) 業務未払金	588, 373	588, 373	_
(2) 未払金	1, 144, 297	1, 144, 297	_
(3) 未成業務受入金	1, 135, 390	1, 135, 390	_
負債計	2, 868, 061	2, 868, 061	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び完成業務未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。合同運用指定金銭の信託等は短期間で償還されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金銭の信託

契約期間が短期で預金と同様の性格を有するため当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 業務未払金、(2) 未払金、(3) 未成業務受入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 有価証券 および投資有価証券」には含まれておりません。

区	j	連結貸借対照表計上額 (千円)
① 非上場株式(※1)		313, 372
② 投資事業有限責任組合およびれに類する組合への出資(※2)	そ	100, 000
合		413, 372

- (※1) 非上場株式については、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象とはしておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職給付制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社グループは、株式会社オーライズを除き総合設立型の厚生年金基金制度に加入しております。

株式会社アイコンが加入する全国地質調査業厚生年金基金は、平成27年10月1日付で、株式会社アイコンを除く他6社が加入する全国測量業厚生年金基金は、平成27年11月1日付でそれぞれ厚生労働大臣から将来期間分の代行返上の認可を受けております。

2. 退職給付費用に関する事項

退職給付費用 (確定拠出年金制度)

111,579千円

- 3. 厚生年金基金に関する事項
 - (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成28年3月31日現在)

	全国測量業厚生年金基金	全国地質調査業厚生年金基金
年金資産の額	196, 912, 871千円	72, 443, 795千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	185,654,784千円	72,826,509千円
差引額	11,258,087千円	△382,713千円
	全国 測量業厚生年金基金	全国地質調査業厚生年金基金
	- /	- /

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

2.30%

0.14%

(3) 補足説明

全国測量業厚生年金基金

上記 (1) の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 7,752,449千円及び当年度剰余金等19,010,536千円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却であります。

全国地質調查業厚生年金基金

上記 (1) の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 4,016,166千円及び当年度剰余金等3,633,452千円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却であります。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額

837円29銭

1株当たり当期純利益

58円14銭

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(その他)

訴訟の判決及びその控訴

平成19年2月22日付にて、当社の完全子会社である株式会社ウエスコおよび施工者を被告として、次の内容による損害賠償請求訴訟の提起を受けておりましたが、平成26年3月28日に京都地方裁判所より(判決書の送達を受けた日 平成26年3月31日)、被告は連帯して、損害賠償金548,732千円およびこれに対する遅延損害金(平成9年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員)の支払いを命じる判決を受けました。

①訴訟の原因および訴訟の内容

株式会社ウエスコが調査・設計・施工管理を行い、京都府相楽郡和東町に建設された「相楽東部クリーンセンター」において、地すべりにより擁壁等に亀裂などが生じ、擁壁崩落の危険性が高まったので根本的修復工事が行われました。本訴訟は、修復工事に至った要因は設計者および施工者の委託契約違反ないし不法行為にあるとして、株式会社ウエスコおよび施工者に対し修復に要した費用等の支払いを求められたものであります。

②訴訟を提起した者

氏名 相楽東部広域連合(旧相楽郡東部じんかい処理組合)

住所 京都府相楽郡和東町大字下島尾小字雨提18番地の1

③損害賠償請求額

株式会社ウエスコおよび施工者に対する損害賠償請求額は、対策工事費用等 548,732千円および付帯する年5%の割合による利息であります。

株式会社ウエスコは、当該判決を不服として、平成26年4月10日に大阪高等裁判所へ控訴しております。

なお、株式会社ウエスコは、京都地方裁判所の第一審判決どおりに確定した場合に備え、訴訟損失引当金502,015千円を計上しておりますが、当連結会計年度において状況に変化が無いことから、訴訟損失引当金計上額の変更はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年9月12日

株式会社ウエスコホールディングス

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村文彦

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 昇 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの平成28年8月1日から平成29年7月31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書 類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示す ることにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要 と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにあ る。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法 人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査 を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法 人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目 的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じ た適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営 者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を 検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウ エスコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況をすべての重要 な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成29年7月31日現在)

	資	產	Ĕ		の部			負		債			の	部
科			目		金額		科				目		金	額
流	動	資	産		2, 223, 924	流		動	1	負	債			49, 638
現	金	及び	預	金	1, 021, 271		未		1	7		金		33, 489
有	価	証	Ē	券	799, 753		未		払	費		用		3, 481
前	払	費	ŀ	用	20, 314		未	払	法	人	税	等		5, 197
金	銭	0)	信	託	300,000		預		Į)		金		861
そ		0)		他	82, 584		そ		0	り		他		6,608
固	定	資	産		9, 251, 619	固		定	1	負	債			98, 967
有	形 固	定資	産		1, 997, 816		繰	延	税	金	負	債		90, 731
建				物	751, 869		資	産	除	去	債	務		8, 235
構		築		物	6, 613		負	信	Ę	合	計			148, 605
エ	具 、 器	計具 及	び備	品	1, 708			純		資	ē	奎	0	部
土				地	1, 231, 684	株		主	j	資	本			11, 121, 415
建	設	仮	勘	定	5, 940		資		本		金			400, 000
無	形 固	定資	産		4, 044		資	本	剰	余	金			9, 802, 311
ソ	フ	トゥ	エ	ア	4, 044		そ	· の	他資	本	剰 余	金		9, 802, 311
投資	そその	他の:	資 産		7, 249, 757		利	益	剰	余	金			1, 588, 546
投	資 不	有 価	証	券	2, 603, 012		利	J	益	準	備	金		39, 469
関	係	会 社	株	式	1, 976, 662		そ	· の	他利	」 益 🤅	剰 余	金		1, 549, 076
長	期	貸	付	金	3, 109, 860			繰	越 利	益乗	割 余	金		1, 549, 076
長	期前	前 払	費	用	5, 423		自	ī	3	株	式			△669, 441
そ		0)		他	160	評	価	٠	換	第 差	額	等		205, 522
貸	倒	引	当	金	△425, 360		その)他有	有価証	券評値	西差 額	重金		205, 522
投	資 損	失 引	当	金	△19, 999		純	資	産	合	計			11, 326, 937
資	産	合	計		11, 475, 543		負債	ŧ •	純資	産産	合 計			11, 475, 543

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成28年8月1日) 至 平成29年7月31日)

(単位:千円)

	科				目	金	額
営		業		収	益		
	受	取	酉	三 当	金	222, 222	
	経	営	指	導	料 等	67, 404	
	賃		貸	収	入	273, 047	562, 674
営		業		費	用		
	賃		貸	原	価	119, 323	
	_	般	行	曾 理	費	239, 074	358, 398
	営		業	利	益		204, 276
営		業	外	収	益		
	受	取 利	息	を び 配	当金	15, 976	
	そ		0)	他	58, 699	74, 675
営		業	外	費	用		
	支		払	利	息	191	
	そ		0	0	他	8, 528	8, 720
	経		常	利	益		270, 231
	税	引	前 当	期 純	利 益		270, 231
	法)	税、	住 民	税及び	事 業 税	1, 250	
	法	人	税	等 調	整額	△40	1, 209
	当	期		純 禾	益		269, 022

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年8月1日) 至 平成29年7月31日)

(単位:千円)

									(十四・111)
				株	主		資	本	
				資本剰余金	利 益	剰	余 金		
	資	本	金	その他資本剰余	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自 己 株 式	株 主 資 本
平成28年8月1日残高		400), 000	9, 802, 387	24, 434	1, 445, 435	1, 469, 870	△677, 808	10, 994, 450
事業年度中の変動額									
利益準備金の積立			_	_	15, 034	△15, 034	_	_	_
剰余金の配当			_	_	-	△150, 347	△150, 347	_	△150, 347
当 期 純 利 益			_	_	-	269, 022	269, 022	_	269, 022
自己株式の取得			_	_	-	-	_	△1, 210	△1, 210
自己株式の処分			_	△76	-	-	_	9, 576	9, 500
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			_		=		_	-	-
事業年度中の変動額合計			-	△76	15, 034	103, 640	118, 675	8, 366	126, 965
平成29年7月31日残高		400), 000	9, 802, 311	39, 469	1, 549, 076	1, 588, 546	△669, 441	11, 121, 415

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純 資 産 合 計
平成28年8月1日残高	149, 762	11, 144, 212
事業年度中の変動額		
利益準備金の積立	_	_
剰 余 金 の 配 当	_	△150, 347
当 期 純 利 益	_	269, 022
自己株式の取得	_	△1,210
自己株式の処分	_	9, 500
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	55, 759	55, 759
事業年度中の変動額合計	55, 759	182, 725
平成29年7月31日残高	205, 522	11, 326, 937

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法 により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資產 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 35~38年

- 3. 引当金の計上方法
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 投資損失引当金 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる 額を計上しております。
- 4. 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

(追加情報)

1. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

 1. 関係会社に対する短期金銭債権
 30,107千円

 関係会社に対する長期金銭債権
 3,109,860千円

 関係会社に対する短期金銭債務
 313千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2.615,498千円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業収益 560,614千円 営業費用 6,213千円 営業取引以外の取引高 2,657千円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の数

普通株式 2,654,596株

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (場が対 合次章 (済動)

繰延税金	金資産(流動	助)				
未		1	7		金	4,704千円
そ		(か		他	923千円
小					計	5,627千円
評	価	性	引	当	額_	△5,627千円
合					計	一千円
繰延税金		主)				
繰	越	2	欠	損	金	37,226千円
土					地	371,419千円
関	係	会	社	株	式	219, 301千円
貸	倒	Ē	31	当	金	129,564千円
資	産	除	去	債	務	2,508千円
そ		(カ		他	6,226千円
小					計	766, 246千円
評	価	性	引	当	額_	△766, 246千円
合					計	一千円
繰延税金	金負債(固定	定)				
その	り他有	価 証	券 評	価 差 額	金	△90,033千円
資	産 計	上	除	去 費	用	△698千円
合					計	△90,731千円
繰	延 税	金 1	負債	の純	額	△90,731千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法	定	実	効	税	率	30.7%
(調整))					
評	価	性	引	当	額	△6.8%
住	民	税	均	等	割	0.5%
永 久	に損金	: に 算	入され	hない耳	目	1.7%
永 久	に益金	に 算	入され	hない耳	目	△25.5%
税効身	長会 計 適	頂用後ℓ	法人私	見等の負担	担 率	0.6%

(関連当事者との取引)

子会社等

属性	名称	議 決 権所有割合	関 係 役 員 の 等	内 容 事 業 上係	取引の内容	取 引 (千月	金 額円)	科 目	期末残高(千円)
						経営指導料等	56, 196	-	-
	77.40			41. U n 24 K	経営指導料の受取 の兼任 (注)1	不動産賃貸収入	236, 240	_	-
子会社 ㈱ ウ	上㈱ウエスコ	所有 直接 100%	#任1名 100% 兼任1名	役員の兼任 経 営 指 導	不動産の賃貸(注)2 資金の貸付(注)3	資金の貸付	2, 000, 000	長期貸付金	2,000,000
						利息の受取	1, 493	-	-
子会社	L (㈱エヌ・シー・ピ	所有 直接 100%		資金の貸付	資金の貸付(注)3,4	資金の返済	24, 000	短期貸付金	24, 000
丁五1	L -	直接 100%		貝並の貝刊	貞並の負的(社)3,4	利息の受取	1, 123	長期貸付金	1, 086, 860

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、契約条件により決定しております。
 - 2. 不動産賃貸料については、近隣家賃等を参考に決定しております。
 - 3. 資金の貸付については市場金利を勘案して決定しております。
 - 4. ㈱エヌ・シー・ピーへの長期貸付金に対し、425,359千円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において 32,289千円の貸倒引当金戻入益を計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

751円63銭 17円85銭

(企業結合等関係) 該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年9月12日

株式会社ウエスコホールディングス

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 木村文彦 ⑩

指定有限責任社員 公認会計士業務執行社員

公認会計士 三 宅 昇 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等 及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の 記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年9月13日

株式会社ウエスコホールディングス 監査役会

常勤監査役 倉本 英雄 印

社外監査役 宮﨑 栄一 即

社外監査役 有澤 和久

以上

(EII)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第4期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案するとともに、安定配当の維持および内部 留保の充実に意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- 配当財産の種類
 金銭とさせていただきます。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 1株につき金12円(普通配当10円、特別配当2円)、総額180,836,412円といたしたいと存じます。 これにより、通期の配当は1株につき12円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 (期末配当の支払開始日) 平成29年10月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者	氏名		所有する当社	
の番号	(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	の株式の数	
		平成3年4月 株式会社ウエスコ入社		
	やまじ ひろし	平成3年6月 同社取締役		
		平成5年6月 同社常務取締役	116,800株	
		平成6年8月 同社専務取締役	110, 80001末	
1	(昭和20年5月21日生)	平成7年6月 同社代表取締役社長		
		平成26年2月 当社代表取締役社長 (現在)		
	【取締役候補者とした理由】			
	長年にわたり、当社グルー	-プの経営を統括し、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることに加	1え、当社設立時	
	より代表取締役社長を務め、	その職務・職責を適切に果たしておりますことから、引き続き取締役候補者と	いたしました。	
		昭和53年4月 株式会社ウエスコ入社		
		平成14年8月 同社兵庫支社副支社長		
	すなみ てるゆき	平成20年8月 同社執行役員事業部統括部長		
		平成21年8月 同社執行役員岡山支社長兼事業部統括部長		
	角 南 輝 行	平成21年10月 同社取締役執行役員岡山支社長兼事業部統括部長	27, 249株	
	(昭和31年3月21日生)	平成23年4月 同社取締役執行役員関西支社長	21, 245//	
	(四月131十 3 月21日 土)	平成26年2月 当社取締役(現在)		
2		平成26年8月 株式会社ウエスコ取締役執行役員関西支社長兼業務推進本部長		
		平成27年4月 同社取締役執行役員業務推進本部長		
		平成27年8月 同社取締役執行役員管理本部長兼業務推進本部長(現在)		
	【取締役候補者とした理由】			
	当社設立時より取締役を移	8めるとともに、株式会社ウエスコにおいて、取締役として管理部門および業務	5推進部門を統括	
	し、その職務・職責を適切に	こ果たしております。また、経営管理を的確かつ効率的に遂行することができる	知識および経験	
	を有することから、引き続き	取締役候補者といたしました。		

候補者 の番号	氏 名 (生年月日)		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	ふくはら かずよし 福 原 一 義 (昭和24年9月27日生)	昭和59年12月 平成元年6月 平成13年11月 平成16年10月 平成17年11月 平成26年2月 平成26年10月	公認会計士登録(現在) 税理士登録(現在) 株式会社ウエスコ社外監査役 福原一義公認会計士事務所 所長(現在) 税理士法人福原・嘉崎会計事務所代表社員(現在) 株式会社サンマルクホールディングス社外監査役(現在) 当社社外監査役 当社社外取締役(現在)	10, 296株
	と幅広い見識を活かし、当社 社ウエスコの社外監査役とし	高度な専門知識を 上の経営全般に助 して監査を遂行し	有しており、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、 言いただけると判断しております。さらに、長年にわたり、当 ていただいた経験をもとに、社外取締役として業務執行に対す スを強化していただけるものと判断し、引き続き社外取締役値	台社および株式会 ↑る監督機能を適
4	ちば きょうぞう 千 葉 喬 三 (昭和14年11月22日生)	昭和49年4月 昭和49年11月 昭和61年4月 平成6年4月 平成12年4月 平成13年6月 平成16年4月 平成23年4月 平成23年4月 平成23年7月 平成23年7月 平成24年4月 平成24年4月 平成26年7月 平成27年10月	高知大学農学部講師 高知大学農学部助教授 岡山大学農学部助教授 岡山大学農学部長 岡山大学農学部長 岡山大学大学院自然科学研究科教授 岡山大学副学長 国立大学法人岡山大学理事・副学長 国立大学法人岡山大学長 国立大学法人岡山大学長 国立大学法人岡山大学名誉教授 学校法人就実学園理事長 学校法人追手門学院理事(現在) 就実大学特任教授 ベトナム国立フエ大学名誉教授 学校法人追手門学院評議員・評議員会議長(現在) 当社社外取締役(現在)	10,000株
	に助言いただけると判断して	さらびに経営者と こおります。さら ご適切に果たし、	しての職歴を通じて、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、 に、さまざまな公的機関における社会活動の経験をもとに、を 当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただけるものと	上外取締役として

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 福原一義、千葉喬三の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に対し、独立役員として届出をしております。また、当社は両氏と当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づ

- き、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、取締役に再任された場合は契約を継続いたします。 なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
- 3. 福原一義氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。なお、同氏は過去に当社および当社子会社の社外監査役に就任しておりました。また、千葉喬三氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 倉本英雄、宮崎栄一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 の番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
	いぐち みっひろ 井 口 光 宏 (昭和29年12月31日生)	昭和56年11月 株式会社ウエスコ入社 平成16年8月 同社地理情報事業部長 平成20年4月 同社執行役員地理情報事業部長 平成23年8月 同社執行役員事業部統括部長兼地理情報事業部長 平成26年8月 同社執行役員技術推進副本部長兼地理情報事業部長	7, 160株
	First to (1.1.1.4 by)) com ()	平成27年8月 当社経営管理本部長 平成28年10月 株式会社ウエスコ常勤監査役 (現在)	
		て当社グループの経営管理体制および事業内容に精通し、主要な子会社である様 その職務・職責を適切に果たしておりますことから、監査役候補者といたしま	
	すどう かずし首 藤 和 司(昭和38年6月22日生)	平成4年4月 検察官として任官 平成16年4月 弁護士登録(現在) 平成23年9月 首藤法律事務所代表(現在) 平成26年8月 医療法人思誠会渡辺病院監事(現在)	一株
2		がに弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を有するとともに、当社経営陣か ひとして当社取締役の職務の執行に対する監督ならびに適切な助言、提言をして	

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 首藤和司氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 首藤和司氏が監査役に就任することとなった場合、東京証券取引所の定めに基づく独立委員の要件を満たしており、同取引所に対し、独立役員として届出をする予定であります。また、同氏が監査役に選任された場合、当社は同氏と当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成26年10月28日開催の第1回定時株主総会において、社外監査役以外の監査役の補欠として選任いただき、現在に至っております補欠監査役 井口光宏氏は、第3号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役に就任することとなります。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

		* *	
氏 名 (生年月日)		略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
	平成2年2月	株式会社ウエスコ入社	
やまさき ゆきひろ	平成11年8月	同社兵庫支社営業部総務課長	
山 﨑 恭 敬	平成22年11月	同社管理本部総務部総務課長兼内部統制管理責任者	5,000株
(昭和34年11月13日生)	平成25年7月	同社監査室長兼法務担当	
	平成26年2月	当社監査室長兼法務担当 (現在)	
# 1 h			

【補欠監査役候補者とした理由】

当社および主要な子会社である株式会社ウエスコにおいて、内部統制、法務関係および監査に関する業務に携わり、監査関係 全般に関する豊富な経験と知識を有することから、補欠監査役候補者といたしました。

(注) 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 買収防衛策のための株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項の決定の取締役会に対する委任(買収防衛策の継続)の件

当社は、平成26年2月3日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、平成26年10月28日開催の第1回定時株主総会において「当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則(買収防衛策)」(以下「現規則」といいます。)の継続についてご承認いただきました。

現規則の有効期限は平成29年10月27日開催予定の当社第4回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとしておりますが、当社では、社会・経済情勢の変化や、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、買収防衛策の在り方や現規則の継続の是非について引き続き検討を進めてまいりました。その結果、当社取締役会は、現規則を継続することが当初の導入の目的に沿うものと判断し、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現規則を一部改定の上、「当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則(買収防衛策)」(以下継続後の規則を「本規則」といいます。)を継続することを決定いたしました。

つきましては、当社定款に基づき本規則に記載した条件に従い買収防衛策のための株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本規則の現規則からの主な変更点は以下のとおりです。

- ①当社取締役会が大量買付者から提供を受けた必要かつ十分な情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の 期限の上限を設定いたしました。
- ②大量買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、大量買付者およびそのグループ等が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ③その他語句の修正、文言の整理等を行いました。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社としては、当社の財務および事業活動を支配する者の在り方に関する判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものであると考えております。

そして、特定の者の大量買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には個々の当社株主の方々の判断に委ねられるべきものだと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様において、当該提案が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素に鑑み、当社の企業価値および株主共同の利益にいかなる影響を及ぼすかについて、短期間のうちに適切にご判断いただくことは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、大量買付けの提案に際しては、当社株主の皆様に買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間が提供されるべきであり、敢えてそれをせずに当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。また、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するもの、当社取締役会において買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等もあり得ます。

特に、当社の企業価値は、株主の皆様、取締役のほか従業員、顧客、取引先あるいは地域社会の人々等の様々な関係者に支えられ、生み出されております。

また、当社グループにおいては、これまで、総合建設コンサルタント事業により培った技術力やノウハウを活かし、「社会インフラ」、「社会教育」、「情報サービス」、「健康」に関する分野を通じて地域社会に貢献しています。

当社グループの主業である総合建設コンサルタント事業は、主に地域社会に密着した公共・公益事業に関する 業務を担っております関係上、当社の社会的評価が企業価値の向上のための非常に重要な要素であると考えます。 また、これらを踏まえ、当社グループでは、社会的評価の向上のため、国・地方自治体等の顧客および関係業 者や地域住民等との信頼関係の強化はもとより、経済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する 諸問題に取り組むとともに、それらを担う人材の確保・育成等を積極的に行っております。

これらに加え、健全で強固な財務体質の維持は、社会的評価の向上のために不可欠な要素であるとの観点から、財務体質の維持・向上に取り組んでおります。

従いまして、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、社会的使命および企業価値の源泉を充分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立ち、継続的に当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を維持させて行くことが必要と考えております。

当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなり、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

さらに、このような者による大規模な買付けに対し、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組みについて

当社グループは、総合建設コンサルタント事業を営む株式会社ウエスコを中心とした事業会社7社にて、複写製本事業、不動産事業、スポーツ施設運営事業、指定管理事業等の幅広い事業を展開しております。

これまで、当社グループは一丸となり、多様化・高度化する顧客ニーズに対応すべく品質ならびにサービスレベルの向上に努めてまいりました。

さらに、業務実績を通じて培われた顧客等との信頼関係をより一層、強固なものにすべく、地域に密着したきめ細やかな営業活動ならびに充実したサポートを実施し、顧客満足度の向上に努めております。

当社グループの主力事業であります総合建設コンサルタント事業は、「株式会社ウエスコ」、「株式会社西日本技術コンサルタント」、「株式会社アイコン」、「株式会社オーライズ」の4社にて構成されております。これらの4社は、公共事業における各種測量・調査・設計業務に加え、それぞれの得意分野に注力をすることにより、企業価値の向上に努めてまいりました。

「株式会社ウエスコ」は、「未来に残す、自然との共生社会」を企業理念に、人にやさしい未来の建設と地域 社会への貢献を使命として、環境・地質・地盤・土木・水道等の幅広い分野の設計・調査等の業務を通じて社会 インフラの整備・充実に寄与してまいりました。

近年では、道路・橋梁・トンネル等の長寿命化を図るためのコンサルティング業務、デジタル航空カメラを活用した地上の画像解析、防災関連業務、三次元高精度情報計測技術のコンサルティングサービスなどにより、同社の持つノウハウを最大限に利用した業務分野に注力をしてまいりました。

次に、「株式会社西日本技術コンサルタント」は、飲料水から排水、産業廃棄物、土壌、地下水などの分析および大気、振動・騒音、臭気等の測定ならびに環境コンサルティングに至るまでの総合的なサービスを行ってまいりました。

また、「株式会社アイコン」ならびに「株式会社オーライズ」は、豊富な測量業務の実績によって培われた信頼を背景に、低コスト・高品質の成果と地域に密着したサービスを提供してまいりました。

複写製本事業におきましては、紙メディアのスキャニング業務、スキャニングデータをイメージ化する電子ファイリング業務に加え、3Dプリンターの機器販売およびスキャナーによる三次元データの作成・編集加工業務等を積極的に営業展開し、競合他社との差別化を図ってまいりました。

不動産事業におきましては、所有の住宅用土地の販売を推進するため、地元のハウスビルダーおよび大手住宅メーカーとの連携を行い、様々なイベントを開催し、販路の拡大を行ってまいりました。

スポーツ施設運営事業におきましては、職員と初心者会員とのコミュニケーションを重視した、きめ細やかなサービスの提供を行ってまいりました。

また、健康志向の会員に向けたウェア、サプリメントなどの販売を行うことにより、顧客満足度の向上を図りつつ、企業向けの生活習慣病対策講習、公的施設での高齢者健康維持対策講習などのイベントを継続的に開催しております。

指定管理事業におきましては、神戸市とのパートナーシップのもと、当社グループが持つ環境・地域計画等の技術、ノウハウ等を最大限に融合し、観光施設・社会教育施設として付加価値の高い水族館の運営に努めてまいりました。

また、周辺観光施設や宿泊施設等と連携した商品開発、オリジナルグッズの企画開発、来園者参加型の各種イベントを開催するとともに、水族館の利用形態を高度化するため、「貸し切り水族園」や「お泊まり水族園」など、通常の営業時間以外の施設の活用にも積極的に取り組んでおります。

さらに、水族館の利用形態を高度化するため、「貸し切り水族園」や「お泊まり水族園」など、通常の営業時間以外の施設の活用にも積極的に取り組んでおります。

以上の各事業における時代の趨勢に即したコンサルティング能力を発揮するため、技術力の向上およびそれを担う高度な専門性を有する技術者の確保・育成は、企業価値向上のために不可欠な事項であると考えます。

今後とも、当社グループの持つ技術力、創造力、実践力を集結し、統合された組織力で、当社の企業価値および株主共同の利益の一層の向上に努めてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値を高めるためには、当社グループ全体でコーポレート・ガバナンスを充実させ、組織体制や 監督体制を整備し適切に機能させていくことが重要な課題であると考えております。

当社は、平成26年2月に株式会社ウエスコの完全親会社として株式移転により設立され、東京証券取引所市場 第二部に株式を上場いたしました。当社は、純粋持株会社としてグループ会社の経営の支配、指導、管理を行っ ており、業務執行における責任と権限を事業会社である子会社に委譲しておりますが、グループの経営方針およ び経営戦略に関する事項、重要な買収・合併等に関する事項等、グループ全体に影響する可能性がある経営上の 重要事項については、当社取締役会の事前承認を要することとしています。

また、当社取締役、当社コンプライアンス室長ならびに各グループ会社社長にて構成する経営企画会議を定期 的に開催し、コンプライアンス事象の情報共有と経営上のリスクに対する検討等を実施しております。

なお、環境の変化に迅速に対応できる体制の構築のため、取締役の任期は1年としております。

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役4名で構成されており、コーポレート・ガバナンスの強化を目的とし、社外取締役を複数名選任する方針としております。また、社外取締役は取締役会において、その豊富な経験と幅広い見識から、様々な助言を行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査役3名は、取締役会に出席するほか、 当社の業務・財務状況に関する調査をはじめ、当社取締役の業務執行について監査を行っております。

さらに、「ウエスコグループ行動憲章」を定め、これに基づいて「コンプライアンス規則」、「個人情報保護方針」、「社内通報制度規定」、「IT基本方針」等を制定し、グループ会社を統制するとともに、コンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、法令遵守に努めております。

このように当社経営陣は、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を目指し、緊張感と責任感を持って、日々の経営に当たっております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する ための取組み

1. 本規則の目的

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するためには、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする仕組みが必要不可欠であると判断しました。具体的には、当社取締役会による事前の同意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等(以下「当社株券等」といいます。)を議決権割合で20%以上取得することを目的とする大量買付けやかかる大量買付けの提案(以下、「大量買付け等」と総称し、大量買付け等を行う者を「大量買付者」といいます。)が行われた場合に、当該大量買付け等にいかなる対応を行うべきかについて、公正で透明性の高い手続を設定することを目的として、本規則を制定いたしました。

大量買付け等が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が当該大量買付け等について迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料(当社取締役会による代替案を含みます。)を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付け等が行われた際に、その時点における当社取締役による自己保身等の恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様の意思を確認するための手続や当社取締役会による対抗措置が発動される場合の手続等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えております。

そこで、本規則においては、大量買付け等が行われた場合に大量買付者や当社取締役会が遵守すべき手続、当 社株主の皆様の意思を確認するための手続等について、客観的かつ具体的に定めることといたしました。なお、 当社は、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大量買付けを行う旨の提案や通告を受けているわけで はありません。

2. 本規則の概要

特段の記載がない限り、用語法は本規則に定めるものに従うものとします。

(1)本規則の骨子

本規則は、①規則本文、②大量買付け等に際し、大量買付者およびそのグループ等が当社に提出するべき情報を例示した「附則1.情報開示を求める事項」、および③株主の皆様に対して無償割当てが行われる場合の新株予約権の概要を定めた「附則2.新株予約権の概要」から構成されています。

規則本文では、規則制定の目的、用語定義のほか大量買付け等に関する手続、非濫用的買付提案の要件、適 正買付提案の要件、大量買付け等に関する情報提供および検討期間の定め、開示情報の使用と検討結果の開 示、株主意思確認手続、本新株予約権の株主無償割当ての実施ならびに本規則の廃止、法令の改正等による修 正等について定めております。 以下では、本規則の主要な事項について、その概要を説明いたします。本規則の詳細につきましては、別紙 1「当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則(買収防衛策)」をご覧ください。また、本規則 を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立 委員会を設置します。独立委員会に関する概要については別紙 2「独立委員会規則の概要」を、具体的な委員の氏名等については別紙 3「独立委員会委員の氏名および略歴」をそれぞれご覧ください。

本規則による手続の大まかな流れにつきましては、別紙4「大量買付け等と対抗措置の発動・不発動の決定 の流れ」をご覧ください。

(2)本規則の主要な事項

①大量買付けに関する手続

大量買付者およびそのグループ等が、当社取締役会の事前の同意がないままに、大量買付け等を行う場合には、当該大量買付け等の実施に先立って、本規則に定める意向表明書ならびに当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を当社取締役会宛に提出していただきます。

大量買付者およびそのグループ等から提出された情報の内容が不十分であると判断した場合には、大量買付者およびそのグループ等に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上(最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。)、追加的に情報および資料を提供または提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者およびそのグループ等においては、当該期限までに、かかる情報および資料を当社取締役会に追加的に提供しなければならないものとします。

当社取締役会において、当該情報および資料が当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分なものであると判断した場合、当社取締役会は、その旨を公表し、当該公表日を起算日として進行する検討期間(大量買付け等の条件が、現金のみを対価(全額円貨)とし、かつ当社株券等の全てを対象とする公開買付けである場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内とします。)において、大量買付け等が、下記②に定める非濫用的買付提案に該当するか否か、および、下記③に定める適正買付提案に該当するか否かについて検討するものとします。

当社取締役会が、大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、原則として、本規則附則 2. にその概要を規定する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うものとします。

当社は、当社取締役会が、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、原則として本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて下記④に定める株主意思確認手続を行うものとします。なお、当該大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、原則として、当社は当該大量買付け等に関し新株予約権の無償割当ては行わないものとします。

当社取締役会は、大量買付け等が、非濫用的買付提案に該当するか否か、および適正買付提案に該当するか 否かについて検討を行うに際しては、当社取締役会から独立した第三者機関である独立委員会に諮問するもの とし、また必要に応じ専門家(弁護士、公認会計士、証券会社、企業価値評価コンサルタント等を含み、これ らに限られません。以下「外部専門家」といいます。)と協議を行うことができるものとし、独立委員会から の勧告を最大限に尊重しつつ、誠実かつ慎重に検討するものとします。また必要に応じ、大量買付者およびそのグループ等との間で大量買付け等に係る条件の改善について交渉し、当社取締役会の代替案を提示することもできるものとします。

なお、大量買付者およびそのグループ等は、当社取締役会または株主意思確認手続において本新株予約権の 無償割当ての不実施が決定されるまで、公開買付けを開始し、またはその他の方法による大量買付け等に着手 してはならないものとします。

②非濫用的買付提案の要件

「非濫用的買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付け等をいいます。

- (i) 本規則に定める手続を遵守するものであること。
- (ii) 大量買付者およびそのグループ等が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社若しくは当社の関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大量買付け等を行っているもの(いわゆるグリーン・メーラー)ではないこと。
- (iii)大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、 ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、 いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (iv) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を支配した後に、当社の資産等を当該大量買付者やその グループ会社等の債務の担保や弁済財源として流用する予定で当社株券等の大量買付け等を行っているも のではないこと。
- (v) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (vi) 大量買付者およびそのグループ等が、最初の買付け条件を有利に、二段階目以降の買付条件を不利に若しくは明確にしないままの買付条件を設定し、最初の買付けに応じなければ既存株主が不利益を被るような状況をつくりだして、既存株主に株式の売却を売り急がせるような大量買付け等を予定しているものではないこと。
- ③適正買付提案の要件

「適正買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付提案をいいます。

- (i) 大量買付け等に係る条件(対価の種類および金額、大量買付けの時期・方法を含む。)が、当社の本源的 価値に照らして十分かつ適切なものであること。
- (ii)大量買付者およびそのグループ等の提案(大量買付け等に係る条件のほか、大量買付けの適法性・実現可能性、大量買付けの後の経営方針または事業計画、大量買付けの後における当社の他の株主の皆様、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。)の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な国・地方自治体その他の顧客および関係業者や地域住民等との信頼関係の維持・強化、経済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する課題に対応した新たなコンサルティング機能の創設・発揮や高度な技術の獲得とそれらを担う人材の確保・育成

に資すること。

④株主意思の確認

当社取締役会が、大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて当社株主の皆様の意思を確認する手続(以下「株主意思確認手続」といいます。)を実施いたします。

当社は、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行います。他方、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認手続を実施する前提となった条件に従って大量買付け等が行われる限り、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを行いません。

⑤本規則の廃止

本規則は、(1)当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時点、(2)当社取締役会の決定により本規則の廃止が決議された時点、(3)平成29年10月27日開催予定の本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時点のうち最も早い時点に廃止されます。

また、本規則は、法令の改正等があった場合には、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない範囲で、当社取締役会において変更または修正を行う場合があります。

3. 本規則が株主の皆様、投資家の皆様および大量買付者に与える影響

(1)株主の皆様に与える影響

本規則が改定されても、本新株予約権の無償割当てが行われない限り、当社の株主の皆様に直接具体的な 影響が生じることはありません。

当社取締役会の決議または株主意思確認手続により本新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、割当基準日における株主の皆様に、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。その場合、権利行使期間内に、下記4.(2)③において記載する本新株予約権の行使に係る手続を行わない株主が保有する株式は、他の株主の本新株予約権の行使により、希釈化等の影響を受けることとなります。但し、当社は、下記4.(2)④に記載する取得の手続により、大量買付者およびそのグループ等(大量買付者およびそのグループのために行使しようとしている者、大量買付者およびそのグループによる当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付応募申込書を提出している者、または公開買付応募契約を締結している者を含みます。以下、本3.において同じです。)以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者およびそのグループ等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなります。その場合、当社株式を受領した株主の皆様の保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値に希釈化は生じません。

(2) 投資家の皆様に与える影響

当社の経営権取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的とした当社の株券等の大量買付者が現れた場合には、当社株価の変動が予想されると共に、対抗措置として本新株予約権の無償割当てが決議された場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が想定されたり、あるいは本新株予約権の無償割当てに係る決議後に取得条項により当該本新株予約権の無償取得が行われ新株の交付が行われない場合には、想定された当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じない事態なども想定される等、その時々の状況により当社株価および株式1株当たりの価値が変動する可能性があります。

また、割当基準日以降(権利落ち日以降)に当社の株主となった場合には、新株予約権の無償割当ては受けられず、新たに取得した当社株式1株当たりの価値が希釈化される場合も想定されます。

なお、大量買付け等に関する検討結果その他投資判断に著しい影響を与えると想定される重要な事項に関して当社が何らかの決定をした場合には、金融商品取引法および東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」等に則り、広く投資家の皆様に遅滞なく適正かつ公平な情報が浸透する様に適時開示情報閲覧サービス(TDネット)や当社ホームページ上での情報開示を行います。

(3) 大量買付者およびそのグループ等に与える影響

当社の経営権取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的として当社株券等を議決権割合で20%以上取得する大量買付け等を行う場合は、本規則を尊重し遵守していただく必要があります。本規則に従わずに大量買付け等が行われた等の理由により、当社取締役会決議において対抗措置の発動が決定された場合には、本新株予約権の無償割当てが行われます。当該大量買付者およびそのグループ等は、本新株予約権の割当てを受けても本新株予約権の行使はできませんので、その場合、大量買付者およびそのグループ等は当社株式の保有割合が最大2分の1程度まで希釈化されることが想定されます。

4. 本新株予約権の割当てに伴い当社株主の皆様に必要とされる手続

(1)本新株予約権無償割当ての手続

当社は、本規則に従って本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当てに係る割当基準日の2週間前までにその旨の公告をいたします。本新株予約権は、割当基準日における当社の株主名簿に記録された株主(当社を除きます。)の皆様に対し割り当てられます(但し、新株予約権証券は発行いたしません。)ので、当社株主の皆様は当該割当基準日における株主名簿に記録される必要があります。

(2) 本新株予約権の行使の手続

①当社は、割当基準日における当社の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対し、原則として、本新株予 約権の行使請求書(当社株主の皆様が大量買付者およびそのグループ等でないこと、大量買付者およびそのグループ等のために行使しようとしているものでないこと、または大量買付者およびそのグループ等による 当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付応募申込書を提出していないことや公開買付応募契約の締結をしていないことについての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言等を記載した書式によります。)、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類(以下「権利行使請求書類」といいます。)を送付い

たします。

- ②当社は、権利行使請求書類の送付に併せて、金銭払込取扱場所ならびに行使請求受付場所をご通知申しあげます。
- ③大量買付者およびそのグループ等を除く株主の皆様は、権利行使期間内に、金銭払込取扱場所で本新株予約権の行使価額相当の金銭(発行される当社普通株式1株につき1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額)の払込み手続を行っていただき、また権利行使請求書類を行使請求受付場所にご提出いただくことにより、本新株予約権1個につき、当社普通株式1株の発行を受けることができます。
- ④当社取締役会では、大量買付け等が撤回された場合等に無償で新株予約権を取得する場合や、新株予約権を取得し、対価として当社普通株式を交付する旨の決定をする場合があります。当社普通株式を交付する旨の決定をした場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受領することになります。なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、大量買付者およびそのグループ等でないこと、大量買付者およびそのグループ等のために新株予約権を行使しようとしているものでないことまたは大量買付者およびそのグループ等による当社の株券等に対する公開買付に関して公開買付応募申込書を提出していないことや公開買付応募契約の締結をしていないことについての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言等を記載した書式による書面をご提出いただく必要があります。
- ⑤上記のほか、権利行使の方法、払込みの方法等の詳細につきましては、本新株予約権の割当てに関する決議が行われた後、当社株主の皆様に対して情報開示またはご通知申しあげますので、その内容をご確認ください。なお、当社は、大量買付者およびそのグループ等から金銭を対価として本新株予約権を取得することは予定しておりません。

5. 本規則継続に当たっての合理性について

本規則は、関係法令、東京証券取引所が定める「企業行動規範」、経済産業省および法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(平成17年5月27日)ならびに経済産業省に設置された企業価値研究会が発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(平成20年6月30日)、東京証券取引所が公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」(平成27年6月1日)等を踏まえた内容であり、かつ関連する判例の趣旨等も十分反映して制定したものであります。また、本規則は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で社外取締役複数名を含め取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。なお、当社は、本規則の策定に際しては外部専門家等の第三者からの助言を受けております。

別紙1:株式会社ウエスコホールディングス 当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則(買収防衛策)

別紙2:独立委員会規則の概要

別紙3:独立委員会委員の氏名および略歴

別紙4:大量買付け等と対抗措置の発動・不発動の決定の流れ

株式会社ウエスコホールディングス 当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則(買収防衛策)

第1条 本規則制定の目的

本規則は、予め当社取締役会が同意した場合を除き、当社の経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的とした当社が発行者である株券等(注1)(以下「当社株券等」という。)の大量取得行為、若しくは当社の企業価値または株主共同の利益を毀損する可能性が大きい当社株券等の大量取得行為を防止するため、当社株券等を適正に大量買付けする場合の規則を定めるものである。

第2条 定義

本規則において、「大量買付け」とは、当社株券等を議決権割合(注 2)で20%以上取得し保有者(注 3)となる行為をいい、「大量買付提案」とは、大量買付けの提案をいい、大量買付けおよび大量買付提案を総称して「大量買付け等」という。「大量買付者およびそのグループ等」とは、①大量買付け等を行う個人、法人またはその他の団体等で当社株券等の実質保有者(注 4)となるもの(以下「大量買付者」という。)の他、②その共同保有者(注 5)、③その特別関係者(注 6)、④大量買付者を直接または間接に支配している者(以下「実質的支配者」という。)、⑤実質的支配者の共同保有者または特別関係者、⑥大量買付者または実質的支配者およびそれらの共同保有者または特別関係者と当該大量買付けに協調して、若しくは合意の上行動している者をいう。但し、以下の各号に該当する者は、大量買付者およびそのグループ等には含まない。

- (1)本規則改定日現在において、既に当社株券等を議決権割合で20%以上保有している者、および当社が自己株式を取得したことのみを原因として、自己の意思によることなく当社株券等を議決権割合で20%以上保有することになった者。但し、その者がその後に当社株券等を取得した場合は本号に該当する者に含まない。
- (2)当社株券等を議決権割合で20%以上保有するもので、当社の経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的としない者。

但し、その者が当社株券等について議決権割合が20%未満となるように、当社株券等を速やかに処分しまた は当社株券等の保有について当社取締役会が了承する内容の契約を速やかに締結し、履行する場合に限る。

- (3)当社、当社または当社の子会社の従業員持株制度に基づく持株会(以下「当社持株会」という。)、その他 従業員福利厚生制度に基づく組織、当社持株会または組織のために当社株券等を保有する法人または受託者 等、および当社持株会または組織への資金拠出を目的として当社株券等を保有する法人または受託者。
- (4) 第1号ないし第3号に準じて、当社の経営権の取得、支配権の変動、当社の財務および事業活動の支配または 影響力の行使を目的としない者として当社取締役会が認める者。

- (注1) 本規則において、「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」または同法 第27条の2第1項に規定する「株券等」のいずれかに該当するものをいう。
- (注2) 本規則において、「議決権割合」とは、①当社株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。)およびその共同保有者(下記(注5)で定義される者をいう。)に関する株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」をいう。)、または②当社株券等(同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいう。)の買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、取引所金融商品市場の内外および売買等の方法を問わない。)を行う者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいう。以下同じ。)および特別関係者(下記(注6)で定義される者をいう。)の株券等所有割合の合計、をいう。各割合の算出に係る発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定する「発行済株式の総数」に該当する。)および総議決権の数(同法第27条の23第4項に規定する「総議決権の数」をいう。)は、当社が公表している直近の情報を参照できるものとする。
- (注3) 本規則において、「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- (注4) 本規則において、「実質保有者」とは、自己または他人の名義をもって株券等を所有する者のほか、 金融商品取引法第27条の23第3項に定める者を含む。
- (注5) 本規則において、「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- (注6) 本規則において、「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。

第3条 大量買付け等に関する手続き

1. 当社は、大量買付け等を行おうとする大量買付者およびそのグループ等に対し、本規則に従って、意向表明書ならびに当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」という。)を当社取締役会へ提出することを求めることができる。当社取締役会は、これを受けて、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者およびそのグループ等に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上(最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする。)、追加的に情報および資料を提供または提出するよう求めることができる。この場合、大量買付者およびそのグループ等が、当該期限までに当社取締役会の要求に応じない場合には、当社取締役会は当該大量買付者およびそのグループ等が本規則に定める手続に違反したものとみなすことができる。当社は、当社取締役会が大量買付け等が非濫用的買付提案(第4条の1に定める。以下同じ。)の要件を満たしていないと判断した場合、原則とし

て、本規則附則2. にその概要を規定する新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の無償割当てを行う。

- 2. 当社は、当社取締役会が本規則第5条第2項に規定する当社取締役会における検討期間において、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案(第4条の2に定める。以下同じ。)の要件を満たしていないと判断した場合、原則として本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主意思確認手続(第7条に定める。以下同じ。)を行う。なお、当該大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合、原則として、当社は当該大量買付け等に関し新株予約権の無償割当ては行わないものとする。
- 3. 当社は、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行う。
- 4. 当社は、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思 確認手続を実施する前提となった条件に従って大量買付け等が行われる限り、当該大量買付け等に関し本新株 予約権の無償割当てを行わない。
- 5. 大量買付者およびそのグループ等が、当社取締役会または株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての不実施が決定されるまでに、公開買付け(注7)の開始またはその他の方法による大量買付け等の着手を行った場合には、当社取締役会は当該大量買付者およびそのグループ等が本規則に定める手続に違反したものとみなすことができる。
- 6. 大量買付者およびそのグループ等が本規則に従わずに大量買付け等を行う場合(当社取締役会によりみなされた場合を含む。)には、当社取締役会は、大量買付け等を本規則に従って行うよう文書(FAX若しくは電子メールによる場合を含む。)により要請することができる。もっとも、かかる要請は、当社取締役会が本規則に従い、本新株予約権の無償割当ての決議を行い、実施することを妨げるものではない。
- 7. 本規則上の手続きにかかる当社取締役会の重要な判断に際しては、当社取締役会は独立委員会 (「独立委員会規則の概要」は別紙2、「独立委員会委員の氏名および略歴」は別紙3のとおり。) に諮問するものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとする。
 - (注7) 本規則において、「公開買付け」とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいう。

第4条の1 非濫用的買付提案の要件

「非濫用的買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付け等をいう。

- (イ) 本規則に定める手続を遵守するものであること。
- (ロ) 大量買付者およびそのグループ等が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を つり上げて高値で株式を当社若しくは当社の関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大量買付け等を行

っているもの(いわゆるグリーン・メーラー)ではないこと。

- (ハ) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、 ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、 いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (二) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を支配した後に、当社の資産等を当該大量買付者やその グループ会社等の債務の担保や弁済財源として流用する予定で当社株券等の大量買付け等を行っているも のではないこと。
- (ホ) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (へ) 大量買付者およびそのグループ等が、最初の買付け条件を有利に、二段階目以降の買付条件を不利に若しくは明確にしないままの買付条件を設定し、最初の買付けに応じなければ既存株主が不利益を被るような状況をつくりだして、既存株主に株式の売却を売り急がせるような大量買付け等を予定しているものではないこと。

第4条の2 適正買付提案の要件

「適正買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付提案をいう。

- (イ) 大量買付け等に係る条件(対価の種類および金額、大量買付けの時期・方法を含む。以下(ロ)において同じ。)が、当社の本源的価値に照らして十分かつ適切なものであること。
- (ロ) 大量買付者およびそのグループ等の提案(大量買付け等に係る条件のほか、大量買付けの適法性・実現可能性、大量買付けの後の経営方針または事業計画、大量買付けの後における当社の他の株主、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。)の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な国・地方自治体その他の顧客および関係業者や地域住民等との信頼関係の維持・強化、経済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する課題に対応した新たなコンサルティング機能の創設・発揮や高度な技術の獲得とそれらを担う人材の確保・育成に資するものであること。

第5条 大量買付け等に関する情報提供および検討期間の定め

- 1. 大量買付け等を行おうとする大量買付者およびそのグループ等は、当社取締役会に対し、大量買付者およびそのグループ等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量買付け等の概要を明示し、本規則に従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む意向表明書を提出するものとする。次に、大量買付者およびそのグループ等は、当社取締役会に対し、本必要情報を提出するものとする。当社取締役会は意向表明書を受領した日の翌日から起算して、10営業日以内に、大量買付者およびそのグループ等から当初提出すべき本必要情報のリストを当該大量買付者およびそのグループ等に交付する(本必要情報の具体的内容は、大量買付者およびそのグループ等の属性、大量買付け等の目的および内容によって異なるが、一般的な項目は附則1のとおり。)。当社取締役会は、当初提出された情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合には、大量買付者およびそのグループ等に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上(最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする。)、追加的に情報および資料を提供または提出するよう求めることができる。この場合、大量買付者およびそのグループ等が、当該期限までに当社取締役会の要求に応じない場合には、当社取締役会は当該大量買付者およびそのグループ等が本規則に定める手続に違反したものとみなすことができる。
- 2. 当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した日を起算日として、以下の各号に定める期間を大量買付け等に関する当社取締役会の検討期間とする。当社取締役会は、当該検討期間において、大量買付け等が、非濫用的買付提案に該当するか否か、および適正買付提案に該当するか否かについて検討するものとする。但し、当社取締役会は、大量買付け等を行った大量買付者およびそのグループ等から検討期間延長の同意を得た場合には、その同意を得た範囲内で、期間延長の理由および期限を株主の皆様に開示のうえ、検討期間の延長をすることができる。また、本必要情報の提供が完了した日後、天災地変等の不可抗力その他これらに準じるやむを得ない事由により、当社が通常の事業活動を行えない事象が発生した場合には、当社取締役会は本規則に基づく検討を中断するものとし、当該事象発生日から当社が通常の事業活動を開始し、当社取締役会が本規則に基づく検討を再開するまでの間は、以下の各号に定める検討期間に含まないものとする。当社取締役会が検討を中断する場合、当社取締役会は速やかに大量買付け等を行った大量買付者の代表者宛に検討の中断の旨の通知文書を発出するものとし、また検討再開の場合も同様とする。
 - (1) 当該大量買付け等の条件が公開買付けによる当社株券等の取得の提案であり、その買付け条件が、現金のみを対価(全額円貨)とし、かつ当社株券等の全てを対象とするものである場合は、本必要情報の提供が完了した日から60日以内とする。
 - (2)前号以外の大量買付け等の場合は、本必要情報の提供が完了した日から90日以内とする。
- 3. 当社取締役会は、第2項に基づく検討を行うに際しては、当社取締役会から独立した第三者機関である独立委員会に諮問し、また必要に応じ専門家(弁護士、公認会計士、証券会社、企業価値評価コンサルタント等を含

み、これらに限られない。以下「外部専門家」という。)と協議を行うことができるものとし、独立委員会からの勧告を最大限に尊重しつつ、誠実かつ慎重に検討するものとする。また必要に応じ、大量買付者およびそのグループ等との間で大量買付け等に係る条件の改善について交渉することや当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもできるものとする。

- 4. 当社取締役会は、大量買付者およびそのグループ等から受領した情報を検討した結果、当該大量買付け等が 非濫用的買付提案の要件を満たしていないと判断した場合、原則として本新株予約権の無償割当てを行う。但 し、独立委員会が、株主の意思を確認するべき旨を勧告した場合は、当社取締役会は、特段の事情がない限り、 第7条に定める株主意思確認手続をとることとする。これらの判断に際しては、当社取締役会は独立委員会から の勧告を最大限に尊重するものとする。
- 5. 当社取締役会は、大量買付者およびそのグループ等から受領した情報を検討した結果、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合、原則として、速やかに当該大量買付け等に関し第7条の定めに従って株主意思確認手続をとることとする。これらの判断に際しては、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限に尊重するものとする。なお、当社取締役会は、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件をも満たしていると判断した場合には、原則として、新株予約権の無償割当ては行わないものとする。

第6条 開示情報の使用と検討結果の開示

- 1. 当社は、大量買付者およびそのグループ等が当社に提出した情報および資料(本必要情報に該当するか否かを問わない。)を、当該大量買付け等が、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるものであるか否かを検討する等の目的(当該大量買付け等が非濫用的買付提案および適正買付提案に該当するか否かについて当社取締役会が検討する目的、独立委員会に諮問する目的、外部専門家に検討させる目的、および第7条に定める株主意思確認手続において当社株主が本新株予約権の無償割当ての実施の賛否を判断するための材料とする目的を含むが、これらに限られない。)で使用するものとする。
- 2. 当社取締役会は、第5条第2項に定める取締役会の検討期間が開始した旨および本必要情報その他のうち当社 取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主に対する情報開示を行うものとする。

第7条 株主意思確認手続

当社取締役会が、非濫用的買付提案に該当し、かつ、適正買付提案に該当しないと判断した場合等における株主意思の確認(以下「株主意思確認手続」という。)は、以下の各号で定める手続により行うものとする。

(1)株主意思確認手続は、本新株予約権無償割当ての実施の是非について株主の意思を確認するために、原則として、株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する議案を上程し審議する方法により

- 67 -

行う(以下、当該株主総会を「株主意思確認総会」という。)。なお、株主意思確認手続は、当社取締役会の選択により、株主が本新株予約権の無償割当ての実施の賛否に関する意思を当社が定める郵送書面(以下「郵送書面」という。)により表明する方法(以下「書面投票」という。)によって行うことができるものとする。

- (2) 書面投票に係る手続は、法令および定款等に基づく株主総会の招集手続およびこれらにおける議決権行使方法に準ずるものとする。但し、書面投票による株主の意思は、総株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が、郵送書面を郵送または当社へ直接持参する方法により当社に提出し、郵送書面を提出した株主が有する総議決権の過半数により確認されるものとする。なお、この場合、当社は、当社株主に対し、書面投票の対象となる議案、投票について参考となるべき事項を記載した書面その他当社取締役会が定める事項を記載または添付した投票用紙を、提出期限の2週間前までに発出するものとする。
- (3)株主意思確認手続において、本新株予約権の無償割当ての実施について賛同が得られた場合、当社は、第8条に定める本新株予約権の無償割当てを行うために必要な一切の行為を行い、速やかに本新株予約権の無償割当てを行う。
- (4)当社取締役会は、株主意思確認手続において、当社株主に対し、本新株予約権の無償割当ての実施に賛同するよう勧誘することができるものとする。
- (5)株主意思確認手続を開始した後であっても、株主意思確認手続が完了するまでに、当該大量買付提案がその後に発生した事情等により適正買付提案の要件を満たすに至った場合その他当社取締役会が相当と判断するに至った場合には、当社取締役会はいつでも株主意思確認手続を中止することができる。

第8条 本新株予約権の無償割当ての実施

- 1. 当社は、以下に定めるいずれかに該当する場合、株主に対する本新株予約権の無償割当てに必要な一切の行為を行い、当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当基準日」という。)における当社の株主名簿に記録された当社株主に対し、速やかに本新株予約権を割り当てる。
 - (1) 大量買付者およびそのグループ等が本規則に定める手続を遵守しない場合
 - (2)前号の場合以外で、当社取締役会が、大量買付者およびそのグループ等が行った大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たさないと判断した場合
 - (3)株主意思確認手続において、株主に対する本新株予約権の無償割当てが賛同された場合
- 2. 前項の規定にかかわらず、当社取締役会は、前項第1号、第2号に該当する事由が是正されたと判断した場合 その他相当と認める場合、または独立委員会の勧告があった場合には、株主に対する本新株予約権の無償割当 てを中止または停止することができる。

第9条 本規則の廃止

1. 本規則の廃止の時点

本規則は、以下の各号のいずれか最も早く到来する時点で廃止される。なお、本項に基づき本規則が廃止された場合、当社取締役会は速やかにその旨を公表する。但し、その場合当社株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

- (1) 当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時点
- (2) 本条第2項の規定に基づき、本規則を廃止する旨の当社取締役会の決議がなされた時点
- (3) 平成29年10月27日開催予定の本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時点
- 2. 当社取締役会による本規則の廃止

本規則は、当社取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとする。なお、本項に基づき本規則の廃止が行われた場合、当社取締役会は速やかにその旨を公表する。但し、その場合当社株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

第10条 法令の改正等による修正等

本規則および各附則において引用する法令の規定は、平成29年9月13日現在施行されている法令を前提としているものであり、同日以後、法令の新設、改廃または改正等により、本規則および各附則に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合その他当社取締役会により必要と判断された場合においては、当該新設、改廃または改正等の趣旨を考慮の上、平成29年10月27日開催予定の本定時株主総会の決議の趣旨に反しない範囲で本規則および各附則に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、また、当社取締役会の決定により上記の条項ないし用語の定義等について本規則の修正を行うことができるものとする。

第11条 準拠法

本規則および本規則に基づき割当てが行われる本新株予約権は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

(平成26年2月3日制定・同日効力発生)

(平成29年9月13日最終改定・同年10月27日効力発生予定)

附則1.情報開示を求める事項

本規則第3条に基づき、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」という。)の具体的内容は、大量買付者およびそのグループ等の属性、大量買付け等の目的および内容によって異なるが、一般的な項目を以下の通り定める。

また、本必要情報および資料が日本語で記載されたものでない場合は、大量買付者およびそのグループ等はその邦訳分を添付する。なお、当社取締役会から大量買付者およびそのグループ等に対し、提出された情報および資料に関し質問または問い合わせを行い若しくは説明を求めることがある。

1. 大量買付者およびそのグループ等に関する情報および資料

大量買付者およびそのグループ等(ファンドの場合は各組合員その他の構成員)の概要(事業内容、資本 構成および当社グループの事業と同種の事業についての経験等その他の内容を含む。)とする。

- 2. 当社が発行者である有価証券の取引および保有状況に関して提出するべき情報および資料 大量買付者およびそのグループ等が其々保有する当社が発行者である全ての有価証券ならびにその取引 状況に関する資料とする。
- 3. 大量買付提案の目的および内容に関する情報

大量買付提案の目的、大量買付提案の条件および方法(取得予定の当社株券等の総数および種類、買付けの方法、対価の種類および金額、買付けその他の取引に条件を付す場合はその条件等を含む。)、対価の算定根拠、大量買付資金の調達方法、大量買付け後の計画(当社株券等の買付け後における組織再編成、定款の変更、上場廃止、重要資産の活用方法、配当方針を含む資本政策、経営方針、経営権取得後の事業計画を含む。)ならびに当社の顧客・取引先・関係会社・地域社会その他の利害関係者の取扱いに関する重大な変更等の計画に関する資料とする。

附則2. 新株予約権の概要

本規則第8条に基づき割当てが行われる新株予約権の概要を以下の通り定める。なお、以下で用いられる用語は、本附則において別段の定めがない限り、本規則に定義された用語と同義とする。

1. 新株予約権の名称

第1回株主無償割当て取得条項付新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 株主に割り当てる本新株予約権の総数

本規則第8条に定める割当基準日における当社の発行済株式総数(但し、割当基準日において当社が保有する当社普通株式の数を除く。)と同数とする。

3. 本新株予約権の割当て方法

割当基準日における当社の株主名簿に記録された当社株主(当社を除く。)に対し、保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てる。

- 4. 本新株予約権の割当て価額 無償とする。
- 5. 本新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日 株主に対して本新株予約権を無償で割り当てる旨の決議において別途定める。
- 6. 本新株予約権の目的である株式の数 本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」という。)は、原則として1株とする。

7. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間はいつでも、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、大量買付者およびその グループ等ならびに取得日までに当社所定の書式による誓約書(本新株予約権者が大量買付者およびその グループ等に該当せず、大量買付者およびそのグループ等のために行使しようとしているものではないことおよび大量買付者およびそのグループ等による当社株券等に対する公開買付けに関し公開買付応募申込書の提出や公開買付応募契約の締結をしていないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言等を記載した書式による。)を提出しないもの(但し、当社が当該誓約書の提出を求めなかった者を除く。以下「非適格者」という。)以外の本新株予約権者が保有する本新株予約権のうち、当社取締役会において別途決定される日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日が到来することを条件として、当該者の有する本新株予約権のうち、未行使のもの全てを取得し、代わりに本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(3) 上記(1)および(2)の他、当社は本新株予約権の無償割当てに関する決議において、本新株予約権の取得に関する条件および手続等を定めることができる。

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、本新株予約権の無償割当てに関する決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含む。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される金銭払込取扱場所本新株予約権無償割当て決議において定める。

10. 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権の無償割当てに関する決議において決定される日を初日とし、1ヶ月以上3ヶ月以内の範囲で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める期間とする。

なお、上記7.の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合において、本新株予約権の無償割当て に関する決議において決定される行使期間が既に始まっている場合においては、当該取得に係る本新株予約 権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使請求期間の最終日が払込取扱場所の休 業日に当たる場合は、払込取扱場所の前営業日を最終日とする。

11. 本新株予約権の行使請求受付場所

本新株予約権無償割当て決議において定める。

12. 本新株予約権の行使条件

- (1) 本規則第2条で定める大量買付者およびそのグループ等は、本新株予約権を行使することができない。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使の条件(および取得条項が付された場合は取得の条件)として、本新株予約権の保有者に、自己が大量買付者およびそのグループ等に該当せず、大量買付者およびそのグループ等のために行使しようとしているものではないことおよび本新株予約権を大量買付者およびそのグループ等による当社株券等に対する公開買付けに関し公開買付応募申込書の提出や公開買付応募契約の締結をしていないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書の提出を求めることができる。上記の誓約書の提出がなされない場合には、当社は、当該本新株予約権の保有者を大量買付者およびそのグループ等とみなすことができる。
- (3) 本新株予約権者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を大量買付者およびそのグループ等に対して譲渡する旨合意しているときは、当該本新株予約権者はその旨を当社に書面で届出なければならない。この場合、当社は、当該本新株予約権の保有者を大量買付者およびそのグループ等とみなすことができる。本新株予約権の割当てを受けた当社株主が、割当てが効力を生ずる日時点で保有す

る株式を大量買付者およびそのグループ等に対して譲渡したときまたは譲渡する旨を合意しているときは、 当社は、当該株式に対して割り当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式につい て、大量買付者およびそのグループ等に対する譲渡が合意されたものとみなすことができる。

- (4) 外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本 新株予約権を行使することができない(但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを 条件として、上記7. (2)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。)。さらに、本 新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む 当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができない。
- 13. 組織再編行為の場合の新株予約権の承継 本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定めるものとする。
- 14. 本新株予約権の譲渡制限 本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
- 15. 本新株予約権証券の発行に関する事項 本新株予約権証券は、発行しない。
- 16. その他の事項

本概要に定める事項のほか、本新株予約権の無償割当てに関する詳細は、当社取締役会において本新株予約権の無償割当てに関する決議に際して別途定める。

独立委員会規則の概要

1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者・当社が属する業界関係事項について専門的・学術的知識を有する者、またはこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、当社が定める本規則の有効期限満了時までとする。但し、本規則が独立委員会の委員の任期の途中で廃止された場合、または本規則において独立委員会が廃止された場合には、独立委員会の委員の任期は、当該廃止された日をもって終了するものとする。また、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、前記2.記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には取締役会に対し、決議が成立しない旨の 報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

独立委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 本規則の対象となる大量買付け等に該当するか否かの決定
- ② 大量買付者およびそのグループ等が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③ 大量買付者およびそのグループ等から受領した情報の内容の精査・検討
- ④ 大量買付け等が非濫用的買付提案または適正買付提案に該当するか否かの決定
- ⑤ 本規則を遵守したか否かの決定
- ⑥ 新株予約権の無償割当ての実施、不実施、または停止等すべきか否かの決定
- ⑦ 新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主意思確認手続を実施するべきか否かの決定
- ⑧ 本規則の継続・変更・廃止の検討
- ⑨ その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項 また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努 めるものとし、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができる。

独立委員会委員の氏名および略歴

本規則における独立委員会の委員は、以下の3名であります。

福原 一義(ふくはら かずよし)

昭和52年3月 公認会計士登録(現在)

昭和59年12月 税理士登録(現在)

平成元年6月 株式会社ウエスコ社外監査役

平成13年11月 福原一義公認会計士事務所所長(現在)

平成16年10月 税理士法人福原・嘉崎会計事務所代表社員(現在)

平成17年11月 株式会社サンマルクホールディングス社外監査役(現在)

平成26年2月 当社社外監査役

平成26年10月 当社社外取締役(現在)

※福原一義氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、同氏と当社の間に 特別の利害関係はありません。

有澤 和久(ありさわ かずひさ)

平成元年8月 サンワ・等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所

平成5年8月 公認会計士登録(現在)

平成22年12月 税理士登録(現在)

平成23年1月 有澤会計事務所所長(現在)

平成26年10月 当社社外監査役(現在)

平成27年9月 株式会社ベルティス社外監査役(現在)

平成27年11月 株式会社アルファ社外監査役(現在)

平成28年6月 岡山県貨物運送株式会社社外取締役(現在)

※有澤和久氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。また、同氏と当社の間に 特別の利害関係はありません。

首藤 和司(すどう かずし)

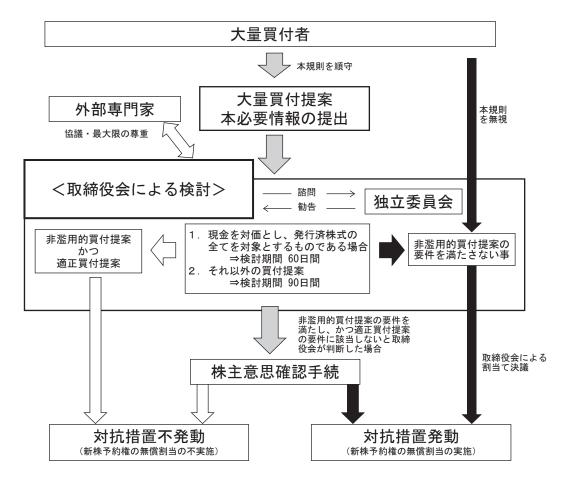
平成4年4月 検察官として任官

平成16年4月 弁護士登録(現在)

平成23年9月 首藤法律事務所代表(現在)

平成26年8月 医療法人思誠会渡辺病院監事(現在)

※首藤和司氏は平成29年10月27日開催予定の当社第4回定時株主総会において、監査役選任議案が原案どおり承認可決されますと、会社法第2条第16号に規定される社外監査役となります。また、同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

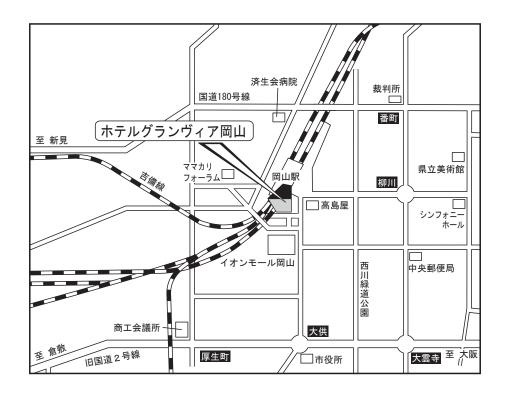


- ※1 検討期間の開始の有無にかかわらず、非濫用的買付提案かつ適正買付提案であると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認手続を行わず、本新株予約権の無償割当てを実施しないとする場合があります。
- ※2 本概略図は、本規則の概要をわかりやすくご理解いただくため、あえて詳細な事項を捨象して作成されたものです。本規則の正確な内容については、別紙1をご参照ください。

メ	モ

メ	モ

株主総会会場ご案内図



会場 岡山市北区駅元町1番5
 ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間電話 086-234-7000
 交通 JR岡山駅に2階で直結

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんのであしからず ご了承くださいますようお願い申しあげます。